

資 料 編

資料1 加西市環境基本条例

平成16年12月21日

条例第15号

私たちのまち加西は、古代から豊かな自然や歴史に恵まれ、先人たちの知恵や事跡を大切に受け継ぎながら発展してきた。

これまでの文化の向上と社会の発展は、利便性を向上させる一方、廃棄物の増加、不法投棄、水質汚濁、大気汚染等の身近な環境問題を起こすとともに、地球温暖化やオゾン層の破壊等に見られるように、今や地球環境をも脅かすまでに至っている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、この良好な環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。このためには、市、事業者及び市民それぞれが環境への負荷の少ない社会を築き、協働して、環境の保全と創造に取り組んでいかなければならない。

このような認識のもとに、「花と愛と夢を育み 豊かな自然と歴史を未来につなぐまち加西」を実現し、自然と共生した持続的発展が可能なまちを実現するため、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創造について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本的な事項を定め、すべての主体の参画と協働のもと、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来において、市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響

響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- (3) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生息・生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全と創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできないものであることから、その環境が将来の世代へ継承されるように積極的に行わなければならない。

2 環境の保全と創造は、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた役割分担と協働のもと、自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 地球環境保全は、市、事業者及び市民それぞれが自らの課題であることを認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、環境へ影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全と創造に配慮し、環境への負荷を低減するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、事業者及び市民の環境の保全と創造に関する取組を支援していかななければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境の適正な保全と創造に資するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、市が行う環境の保全と創造に関する施策に積極的に参画し、及び協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全と創造について自ら認識し努めなければならない。

2 市民は、市が行う環境の保全と創造に関する施策に積極的に参画し、及び協力しなければならない。

第2章 環境の保全と創造に関する基本施策

(基本方針)

第7条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる事項を基本方針とし、環境の保全と創造に関する施策を推進するものとする。

- (1) 健康や生活環境に被害を及ぼす環境保全上の支障を防止し、市民が安心できる良好な生活環境を確保すること。
- (2) 生物の多様性を確保し、生態系の保護を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全と創造を行い、人と自然が共生する良好な環境を確保すること。
- (3) 地域の歴史的・文化的な環境の保全及び身近な自然環境を生かした良好な景観の形成・整備を推進し、快適な生活環境を確保すること。
- (4) 資源、エネルギーの合理的かつ循環的な利用の促進、廃棄物の発生抑制及び適正な処理等の環境への負荷の少ない循環型社会の形成に向けた取組を行うこと。
- (5) 地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等の地球環境問題に対する市民等の自発的な学習を啓発し、地球環境保全に関する施策の推進を積極的に行うこと。

(環境基本計画)

第8条 市は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、加西市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全と創造に関する目標及び施策
- (2) 環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市は、環境基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第9条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他の環境に著しい影響を及ぼすおそ

れのある事業を行おうとする者が、その事業を実施するに当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について、自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第10条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境美化の促進)

第11条 市は、環境美化を促進するため、ごみの投棄の防止その他の必要な措置を講ずるものとする。

(資源の合理的かつ循環的な利用等)

第12条 市は、事業者及び市民による資源、エネルギーの合理的かつ循環的な利用、廃棄物の発生抑制及び適正な処理等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全と創造)

第13条 市は、人と自然との豊かな触れ合いが保たれるよう、森林、農地、河川、ため池等における多様な自然環境の適正な保全と創造に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第14条 市は、地球環境保全のための施策を積極的に推進するものとする。

(年次報告)

第15条 市は、毎年、市域における環境の状況及び環境の保全と創造に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(市民等の自発的な活動の支援)

第16条 市は、事業者、市民及びこれらの者で組織する民間の団体が行う環境の保全と創造に資する自発的な活動が促進されるように、助成、顕彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第17条 市は、環境の保全と創造に関する教育及び学習の振興により事業者又は市民が環境の保全と創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全と創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の提供)

第18条 市は、環境の保全と創造に資するため、環境の状況、その他の環境の保全と創造に関する情報の提供に努めるものとする。

2 事業者は、環境の保全と創造に資するため、製品の環境への負荷に係る情報及びその他の事業活動に伴う環境への負荷に係る情報を公開するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第19条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全と創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第20条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、加西市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 環境の保全と創造に関する事項

3 審議会は、委員13名以内で組織する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

資料2 加西市民の美しい環境をまもる条例

平成16年12月21日

条例第16号

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条・第2条）

第2節 市長の責務（第3条—第10条）

第3節 事業者の責務（第11条—第15条）

第4節 市民の責務（第16条・第17条）

第2章 自然環境の保全と創造に関する施策

第1節 自然環境の保全と創造（第18条・第19条）

第2節 緑化の推進（第20条—第22条）

第3節 生物の生息環境の保全と創造（第23条—第27条）

第3章 生活環境の保全に関する施策

第1節 環境美化の促進（第28条—第33条）

第2節 資源の合理的かつ循環的な利用等（第34条—第39条）

第3節 自動車公害の防止（第40条—第42条）

第4節 空き地等の管理（第43条・第44条）

第5節 静穏の保持（第45条）

第6節 建築物による障害の防止（第46条・第47条）

第4章 公害の防止に関する施策

第1節 公害防止対策（第48条—第52条）

第2節 規制基準（第53条）

第3節 改善措置等（第54条—第58条）

第5章 地球環境保全の推進に関する施策（第59条—第61条）

第6章 雑則（第62条—第65条）

第7章 罰則（第66条—第70条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

(目的等)

第1条 この条例は、加西市環境基本条例（平成16年加西市条例第15号）の基本理念にのっとり、公害の防止その他の環境の保全と創造に関する施策について必要な事項を定め、これに基づく施策を推進し、現在及び将来において、市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

2 環境の保全と創造に関する施策の必要な事項については、他の法令又は条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 加西市環境基本条例第2条第1号に規定する環境への負荷をいう。
- (2) 地球環境保全 加西市環境基本条例第2条第2号に規定する地球環境保全をいう。
- (3) 公害 加西市環境基本条例第2条第3号に規定する公害をいう。

第2節 市長の責務

(市長の基本的責務)

第3条 市長は、この条例の定めるところにより、環境への負荷の低減、地球環境保全の推進、公害を防止するための措置を講じなければならない。

2 市長は、前項に定めるもののほか、あらゆる施策を通じて環境の保全と創造、公害その他の市民の健康又は生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれのある環境の保全と創造上の支障の防止に努めなければならない。

(自然環境の保全と創造)

第4条 市長は、豊かな自然の保護と回復に必要な施策を講じ、良好な環境の保全と創造に努めなければならない。

2 市長は、自然環境の保全と創造のために必要な基礎調査の実施及び自然環境の保全と創造に関する知識の普及を図るとともに、市民意識を啓発して市民の自主的活動の助長に努めなければならない。

3 市長は、第1項の施策達成のため必要があると認めるときは、財政上の措置、技術的な援助その他の必要な措置を講じなければならない。

第5条 削除

(監視及び測定体制の整備等)

第6条 市長は、公害の状況を把握し、及び公害の防止等の規制措置を適正に実施するため、必要な監視及び測定体制を整備しなければならない。

2 市長は、公害の発生源、発生原因、発生状況その他の公害に関する事項について調査し、監視しなければならない。

(公害等に係る苦情の処理)

第7条 市長は、他の行政機関と協力して、公害の苦情その他の良好な環境の侵害に関する苦情について、迅速かつ適正な処理を図らなければならない。

(事業者に対する助成措置)

第8条 市長は、事業者が公害防止のために行う施設の設置、整備改善等について、金融上の助成及び技術指導を行うよう努めなければならない。

2 前項の措置を講じるに当たっては、小規模事業者に対し特別の配慮がなされるよう努めなければならない。

(公害防止協定の締結)

第9条 市長は、市民の健康を保護し生活環境を保全するため、公害の発生のおそれのある工場、事業所等事業を行う場所（以下「工場等」という。）をすでに設置している事業者、又は新設若しくは増設しようとする事業者と公害防止に関する協定を締結するよう努めなければならない。

(市民意識の啓発)

第10条 市長は、良好な自然環境、生活環境及び文化環境の保全と創造に関する市民意識を高めるために必要な知識の普及に努めなければならない。

第3節 事業者の責務

(事業者の基本的責務)

第11条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる環境の汚染、公害を防止するため、その責任において必要な措置を講ずるとともに、市長その他の行政機関が講ずる環境の保全と創造、公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた公害に係る被害について、適切な措置を講じなければならない。

(最大努力義務)

第12条 事業者は、法令及びこの条例に違反しない場合においても、良好な環境の侵害を防止するために最大限の努力をするとともに、その事業活動による公害等について紛争が生じたときは、誠意をもって解決にあたらなければならない。

(管理及び監視義務)

第13条 事業者は、その事業に係る公害の発生源を嚴重に管理するとともに、公害の発生原因及び発生状況を常に監視しなければならない。

(廃棄物の自己処理の義務)

第14条 事業者は、その事業活動に伴って生じたごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。以下「廃棄物」という。）をその責任と負担において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより廃棄物の減量に努めるとともに、製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となった場合においては、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(協定の締結)

第15条 事業者は、第9条の規定による協定に関し、市長から協議の申し出があつたときは誠意をもってこれに応じるとともに、当該協定事項を確実に履行しなければならない。

第4節 市民の責務

(市民の基本的責務)

第16条 市民は、常に良好な環境の保全と創造に努めなければならない。

(協力義務)

第17条 市民は、公害の発生状況を通報する等、市長その他の行政機関が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

第2章 自然環境の保全と創造に関する施策

第1節 自然環境の保全と創造

(自然環境の保全と創造)

第18条 市長、事業者及び市民は、それぞれの立場において自然環境や美しい景観の保全と生態系の多様性の確保に努めなければならない。

(自然とのふれあいの促進)

第19条 市長は、人が自然と共生することの大切さについて理解を促し、市民が自然とふれあうための施設の整備及びそのための機会提供に努めなければならない。

第2節 緑化の推進

(緑化の推進)

第20条 市長は、その管理する公園、道路その他の公共施設において、地域環境との融合を考慮して樹木及び草花の植栽を行う等緑化推進に努めなければならない。

(事業者の緑化推進)

第21条 事業者は、事業地内の自然緑地の確保に努め、又は樹木及び草花の植栽を行う等緑化推進に積極的に努めなければならない。

(地域の緑化)

第22条 市民は、進んで樹木及び草花の植栽を行う等、緑豊かな地域環境の育成に努めなければならない。

第3節 生物の生息環境の保全と創造

(生物の保護)

第23条 何人も、自然環境の保全と創造に関する知識を深めるとともに、自然環境に生息する動物及び植物を大切にしなければならない。

(生物の生息環境の保全と創造)

第24条 市長は、生物の生息環境を確保するために、生物の生息が可能な環境の保全と創造に努めるものとする。

(野生生物保護地区の指定)

第25条 市長は、貴重な動物の生息地又は植物の生育地であって、当該野生動物又は植物(以下「野生生物」という。)の保護若しくは繁殖を図るため保全することが必要と認められる地区を、野生生物保護地区として指定することができる。

2 市長は、前項の地区を指定しようとするときは、加西市環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、前項の規定により加西市環境審議会の意見を聴くに当たっては、あらかじめ指定しようとする地区の所有者又は占有者(以下「所有者等」という。)の意見を聴かなければならない。

4 市長は、第1項の地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

5 第3項の規定は、地区の変更又は指定の解除について準用する。

(行為の届出等)

第26条 野生生物保護地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の規則で定める行為については適用しない。

- (1) 木竹を伐採すること。
- (2) 木竹以外の植物を採取し、又は損傷すること。
- (3) 建築物その他の工作物を新築、改築又は増築すること。
- (4) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他の土地の形質を変更すること。
- (5) 水面を埋立てること。
- (6) 土石類を採取すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、野生生物の保護に影響を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項本文の規定による届出があった場合において、野生生物を保護するために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導することができる。

(民間団体等の協力)

第27条 市長は、野生動植物の保護について関心のある市民が組織する民間団体等の協力を求めることができる。

第3章 生活環境の保全に関する施策

第1節 環境美化の促進

(廃棄物の投棄等の禁止)

第28条 何人も、公共の場所及び他人が所有し、管理する場所に廃棄物を捨て、又は散乱させてはならない。

2 何人も、周辺住民の生命身体に危害を及ぼし、又は生活環境を著しく阻害するおそれがあるときは、自己が所有し又は管理する場所であっても、廃棄物を放置し、埋立て、投棄等をし、又はさせてはならない。

(ポイ捨ての禁止)

第29条 何人も、飲食料を収納していた缶、びんその他の容器(以下「空き缶等」という。)、タバコの吸い殻、ガム、ちり紙等を公共の場所及び他人が所有し、又は管理する場所に、

捨ててはならない。

(散乱防止)

第30条 市民は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納する等散乱の防止に努めなければならない。

2 事業者のうち、容器入り飲食料を販売する者は、容器入り飲食料を販売する場所に回収容器を設け、空き缶等を散乱させないように当該回収容器を適切に管理し、生じた空き缶等を自らの負担において運搬し、処分するとともに、空き缶等の散乱防止について消費者に対する啓発に努めなければならない。

(自転車の放置の禁止)

第31条 何人も、公共の場所等（道路、公園、駅前広場その他公共の用に供する場所で駐輪場以外の場所。）に自転車を放置してはならない。

(廃棄物の燃焼制限)

第32条 何人も、燃焼の際、著しいばい煙、有毒ガス又は悪臭を発生するおそれのあるゴム、いおう、ピッチ、皮革、プラスチックその他の廃棄物を焼却してはならない。ただし、これらの廃棄物を焼却することがやむをえないと認められる場合であって、法令等に基づく処理又はその他の方法により、人の健康又は生活環境に損害を及ぼすおそれのない措置を講じたときは、この限りでない。

(工事施行者の義務)

第33条 土木工事、建築工事その他の工事を行う者は、その工事に際し土砂、廃材、資材等が道路その他の公共の場所に飛散し、脱落し、又は堆積しないよう、これらの物を適正に管理しなければならない。

第2節 資源の合理的かつ循環的な利用等

(大量消費の抑制)

第34条 市民は、循環型社会の形成の必要性を認識し、使い捨て商品の購入の日常化及び大量消費型の生活様式を改めるよう努めなければならない。

2 事業者は、循環型社会形成の必要性を認識し、大量消費につながるような製品の生産及び販売を控えるよう努めなければならない。

(廃棄物の発生抑制)

第35条 市民は、廃棄物の減量化及び資源化（以下「廃棄物の減量化等」という。）を推進するため、過剰包装商品の購入自粛、買物袋の持参等を実践し、廃棄物の発生及び排出

の抑制（以下「リデュース」という。）に努めるとともに、廃棄物分別の徹底にも努めるものとする。

- 2 事業者は、廃棄物の減量化等を推進するため、物の生産及び販売において、リデュースに努めるとともに、廃棄物分別の徹底にも努めるものとする。

（再使用の推進）

第36条 市民は、廃棄物の減量化等を推進するため、繰り返し利用する容器が使用されている商品を積極的に購入する等、物を再使用（以下「リユース」という。）することに積極的に努めるものとする。

- 2 事業者は、廃棄物の減量化等を推進するため、リユースが可能な製品の生産及び販売を積極的に行うよう努めるものとする。

（再資源化の推進）

第37条 市民は、廃棄物の減量化等を進めるため、生ごみの堆肥化等、不用になったものを原材料として再資源化（以下「リサイクル」という。）することにより製造された商品の購入や利用に努めるものとする。

- 2 事業者は、廃棄物の減量化等を図るため、リサイクルされた製品の生産や販売を積極的に行うよう努めるものとする。

（環境負荷の低減に資する物品等の調達）

第38条 市長は、環境負荷の低減に資する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達（以下「グリーン購入」という。）の推進に関する方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表し、基本方針に基づき、物品等の調達を行わなければならない。

- 2 事業者及び市民は、製品の生産、販売等の事業活動、日常生活において必要な物品等を調達するときは、グリーン購入に努めるものとする。

（環境エネルギーの活用及び省エネルギー等）

第39条 市長は、太陽光、太陽熱、風力、廃棄物熱等（以下「環境エネルギー」という。）の有効活用の推進に努めなければならない。

- 2 市長は、エネルギーを有効に利用するために自ら省エネルギーに配慮した公共施設の建設や機器、設備の導入を進めるとともに、省エネルギー行動に関する情報の提供を行うものとする。

- 3 事業者及び市民は、市その他の行政機関が行う環境エネルギー及び省エネルギーの推進に協力しなければならない。

第3節 自動車公害の防止

(自動車公害の防止に関する施策の計画的な実施)

第40条 市長は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車（以下「自動車」という。）の運行に伴って生ずる公害を防止するための必要な施策を計画的に実施しなければならない。

(アイドリング・ストップの促進)

第41条 自動車を運転する者は、自動車を駐車し、又は停車するときは、当該自動車の原動機の停止（以下「アイドリング・ストップ」という。）をしなければならない。ただし、規則で定める場合はこの限りでない。

- 2 自動車を事業の用に供する者は、その管理する自動車の運転者が前項の規定を遵守するよう適切な措置を講じなければならない。
- 3 規則で定める規模以上の駐車場の設置者及び管理者は、当該駐車場を利用する者に対し、アイドリング・ストップを行うよう必要な事項を表示したものを掲示し、周知するとともに指導しなければならない。

(環境への負荷の少ない自動車の購入等の促進)

第42条 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、排出ガスを発生しない自動車又は排出ガスの発生量が少ない自動車（以下「環境への負荷の少ない自動車」という。）を購入し、又は使用するように努めなければならない。

- 2 市長は、環境への負荷の少ない自動車の購入又は使用を促進するため、その普及及び啓発に努めるものとする。

第4節 空き地等の管理

(空き地の所有者等の責務)

第43条 現に人が使用していない土地及び同様の状態にある土地（農地を除く。）（以下「空き地」という。）の所有者等は、当該空き地に雑草が繁茂し、若しくは枯れ草が密集し、又は廃棄物が投棄され、かつ、それが放置されているために良好な環境が著しく損なわれている状態（以下「荒廃状態」という。）にあるときは、荒廃状態を解消し、良好な環境の保全と創造に努めなければならない。

(雑草等の除去の勧告)

第44条 市長は、空き地が荒廃状態にあり、著しく生活環境の保全に支障があると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、荒廃状態を解消するように勧告することができ

る。

第5節 静穏の保持

(静穏の保持)

第45条 何人も、周辺的生活環境を著しく損なう騒音を発生させてはならない。

- 2 何人も、住居の周辺において自動車の原動機空ふかし、原動機を作動させたまま駐車することによって騒音を発し、近隣の静穏を害してはならない。

第6節 建築物による障害の防止

(建築主等の日照障害防止の義務)

第46条 建築物の建築主及び設計者、工事施工者（下請人を含む。）又は工事管理者（以下「建築主等」という。）は、都市計画区域外において建築物を建築しようとするときは、建築確認申請書を提出する以前に日照障害基準による建築計画書を市長に提出し、協議することにより、日照障害の防止を図らなければならない。

- 2 前項に規定する建築計画書の提出及び協定事項並びに日照障害基準については、規則で定める。
- 3 建築主等は、その建築物が近隣の住宅用建築物に及ぼす日照に関する影響をあらかじめ調査し、その日照障害により近隣の住宅用建築物の所有者等（占有者がいない場合は、管理者をいう。以下次条において同じ。）の生活環境に支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

(指導及び関係機関への要請)

第47条 市長は、前条に規定する日照障害基準により、近隣建築物の所有者等の生活環境に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、建築主等に対し、適切な指導を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関にその措置を要請するものとする。

第4章 公害の防止に関する施策

第1節 公害防止対策

(公害防止対策)

第48条 市長は、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全するため、公害防止に関する総合的かつ計画的な施策を講じなければならない。

(環境配慮事業協議)

第49条 環境の保全を図る上で配慮を必要とする、産業廃棄物処理施設の設置及び施設の

変更、その他市長が必要と認めた事業（以下「環境配慮事業」という。）を実施しようとする者（以下「環境配慮事業者」という。）は次に掲げる事項について、市長と協議しなければならない。

- （１）環境配慮事業の目的及び内容。
- （２）環境配慮事業に係る周知範囲、周知方法。
- （３）環境配慮事業の実施に係る自然環境及び生活環境保全に対する配慮措置。

（地域説明会）

第50条 環境配慮事業者は、前条に規定する協議の後、地域説明会を開催するとともに、地域との調整を完了しなければならない。

（環境配慮報告）

第51条 環境配慮事業者は、前条の規定による地域説明会、地域との調整が完了したときは地域説明会実施状況報告書、地域との調整の完了書を添付し環境配慮報告書により市長に報告しなければならない。

（体制の整備）

第52条 市長は、公害の状況の把握及び公害の防止に必要な監視、測定及び検査のための体制の整備に努めなければならない。

- 2 市長は、事業者が事業活動によって、公害を発生させることのないよう適切な指導を講じなければならない。
- 3 市長は、公害に関する苦情の処理に関する体制を整備し、県及び他の行政機関と協力して適切な処理に努めなければならない。

第2節 規制基準

（規制基準の遵守）

第53条 工場等を設置している者は、法令等で定める規制基準のほか、市長が定めた規制基準（以下「市の規制基準」という。）を遵守しなければならない。

- 2 市長は市の規制基準を定めようとするときは、加西市環境審議会の意見を聴いて規則で定める。

第3節 改善措置等

（公害防止計画の提出等）

第54条 市長は、公害の防止及び環境を保全するうえで必要があると認めるときは、工場等を設置している者に対し、ばい煙、粉塵、汚水（廃液を含む。）、騒音、振動及び悪臭

(以下「ばい煙等」という。)の減少措置その他の公害防止に関する計画の提出を求めることができる。

- 2 工場等を設置している者は、公害防止のため必要な測定機器を設置し、及び汚染原因物質の量等を記録し保管しなければならない。

(事故時の措置)

第55条 工場等を設置している者は、事故により当該工場等から著しく、ばい煙等を発生させ、又はそのおそれが生じたときは、直ちにその事故について応急の措置を講ずるとともに、速やかに復旧し施設の改善に努めなければならない。

- 2 前項に規定する事故が発生したときは、速やかにその事故の原因及び状況、応急措置の内容並びに復旧工事の計画を市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事故について復旧措置が完了したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告)

第56条 市長は、この条例に規制基準の定めがない場合であっても工場等からばい煙等を排出し、発生し、飛散したことにより、人の健康又は生活環境に障害を及ぼしたとき、又はそのおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、その状態を除去するために必要な限度において改善を勧告することができる。

(改善命令及び使用停止命令)

第57条 市長は、工場等が規制基準を超える量のばい煙等を排出し、発生させ、若しくは飛散させたと認めるとき、又はそのおそれがあるときは、当該事業者に対し、期限を定めて当該工場等の作業の方法、建物若しくは施設の構造及び配置、若しくはばい煙等の処理方法の改善を命じ、又は工場等の当該施設の全部若しくは一部の使用停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定による命令を受けた者が、その命令に基づく改善を行ったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(違反事業者に対する措置)

第58条 市長は、前条第1項の規定による命令に従わないで操業している工場等から排出し、発生し、若しくは飛散するばい煙等が、人の健康又は良好な環境を著しく損なうおそれがあり、かつ、他の手段によっては当該工場等の操業を停止させることが困難であると認めるときは、当該工場等に供給する事業用水(生活用水を除く。)の全部又は一部

の供給を停止することができる。

- 2 市長は、法令又はこの条例の規定に違反して、著しく公害を発生させている者がいるときは、必要に応じ、その者を公表することができる。

第5章 地球環境保全の推進に関する施策

(地球環境保全に関する施策の推進)

第59条 市長は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に関する施策の推進に努めるとともに、地球環境保全に関する国際的な連携を図るように努めなければならない。

(行動計画の策定等)

第60条 市長は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する行動に関する計画を定めるとともに、これを推進するため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(温室効果ガスの抑制等)

第61条 市長は、地球の温暖化の防止に資するため、自らの事務及び事業に関し、地球の温暖化の原因となる二酸化炭素その他の規則で定める物質（以下「温室効果ガス」という。）の排出の抑制等に努めなければならない。

- 2 市長は、事業者及び市民による温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動を促進するため、地球の温暖化の防止に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第6章 雑則

(立入検査及び立入調査等)

第62条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に工場等、工事現場その他の場所に立ち入り、関係書類、物件及びその場所で行われている行為の状況を調査させ、若しくは検査させ、又は関係者に対し、必要な指示又は指導を行わせることができる。

- 2 前項の規定により、立入り検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(環境監視員の設置)

第63条 良好な環境を守るため、規則で定めるところにより、市に環境監視員を置くことができる。

(公害紛争の処理)

第64条 公害に係る紛争が生じ、その解決が容易でないときは、当該紛争の当事者は、市長に紛争の斡旋を申し立てることができる。

2 市長は、前項の申し立てを処理するために、公害紛争調停委員会を置くことができる。

3 公害紛争調停委員会の運営に必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第65条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

第7章 罰則

第66条 第26条第1項に規定する届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第67条 第57条第1項に規定する命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第68条 第62条第1項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

第69条 第57条第2項に規定する届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第70条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(加西市民の住みよい環境をつくる条例の廃止)

2 加西市民の住みよい環境をつくる条例（昭和48年条例第40号）は、廃止する。

附 則（平成22年9月22日条例第20号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

資料3 加西市環境審議会規則

平成17年3月22日

(趣旨)

第1条 この規則は、加西市環境基本条例（平成16年加西市条例第15号。以下「条例」という。）第20条第4項の規定に基づき、加西市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 臨時委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱または解任されるものとする。

(会長および副会長)

第4条 審議会に会長および副会長1人をおく。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 審議会の部会に属すべき委員および臨時委員（以下「委員等」という。）は会長が指名する。
- 3 審議会の各部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。
- 4 部会長の職務および部会の会議については、第4条第3項および前条の規定を準用する。
（関係者の出席）

第7条 審議会は、諮問された事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め説明または意見を聞くことができる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は生活環境部において処理する。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が決める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 加西市環境保全審議会規則（昭和49年加西市規則第1号）は、廃止する。

資料4 加西市環境審議会委員

平成 27 年 3 月 4 日委嘱

氏名	所属団体等	役職・肩書	備考
朝治一樹	一般社団法人加西市医師会	理事	
尾内良三	兵庫県立やしろの森公園協会	理事	副会長
木村展久	兵庫県立播磨農業高等学校	教諭	
木村弘文	加西市区長会	富田地区代表区長	
佐々木信行	加西商工会議所食品飲食商業部	会長	
高見博道	加西市連合 PTA	庶務	
武田義明	神戸大学	名誉教授	
田中光顕	兵庫県地球温暖化防止活動推進員	推進員	
谷勝公代	加西市くらしと生活を守る会	会長	
玉置清和	加西市農会長会	会長	
服部保	兵庫県立大学	名誉教授	会長
田村賢一	兵庫県北播磨県民局県民交流室	環境参事	
三宅利弘	加西市議会	議長	

資料5 第2次環境基本計画策定経過

実施時期	内容	備考
平成28年 3月4日	第1回環境審議会	(議事) ・環境基本計画策定の進め方について ・第1次加西市環境基本計画の評価・検証について ・環境基本計画策定スケジュールについて
6月22日	第2回環境審議会	(議事) ・第1回環境審議会の確認事項の報告 ・第2次加西市環境基本計画の策定方針について ・加西市の環境に関する市民アンケート(案)について
7月11日～30日	市民アンケート	(議事) ・(対象)市内在住18歳以上の男女 ・(目的)市民の環境に対する意識の変化や市民の関心事項について把握する
7月13日～21日	子どもアンケート(市内小中学生)	(議事) ・(対象)市内小学6年生、中学3年生 ・(調査内容)環境に関する意識や関心について前回アンケートと比較検証する
9月30日	第3回環境審議会	(議事) ・市民アンケート結果について ・子どもアンケート結果について ・現行計画の構成をベースに課題抽出について ・環境目標について
12月20日	第4回環境審議会	(議事) ・第2次加西市環境基本計画(素案)について
平成29年 1月7日～31日	パブリックコメント手続の実施	・意見数 10件
2月24日	第5回環境審議会	(議事) ・委員長及び副委員長から市長へ第2次加西市環境基本計画を答申

資料6 庁内会議経過

第2次加西市環境基本計画策定に係る庁内環境会議

回数	実施時期	議題
第1回	平成28年1月7日	<ul style="list-style-type: none">・第2次加西市環境基本計画策定の目的について・重点的に推進すべき環境プラン検証について
第2回	平成28年1月22日	<ul style="list-style-type: none">・重点的に推進すべき環境プラン検証の実施状況及び課題について
第3回	平成28年10月14日	<ul style="list-style-type: none">・加西市環境基本計画作成における部署別確認事項について
第4回	平成28年11月18日	<ul style="list-style-type: none">・「第3章 将来像と方向性」について・「第4章 環境施策」について・第2次加西市環境基本計画（素案）について

資料7 アンケート結果

(市民アンケート)

■概要

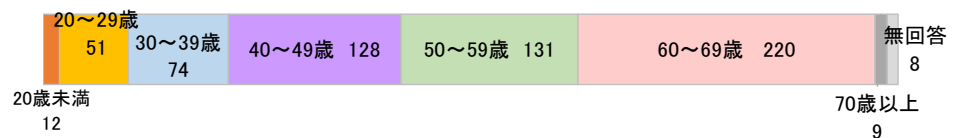
調査実施期間	平成 28 年 7 月 11 日～7 月 30 日
調査対象者	市内在住 18 歳以上の男女
配付数	1,350 部
回収数 (回収率)	633 部 (46.9%)

■属性(問1～6)

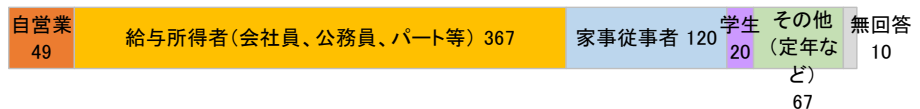
【問1】性別



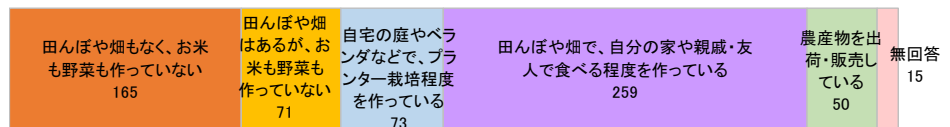
【問2】年齢



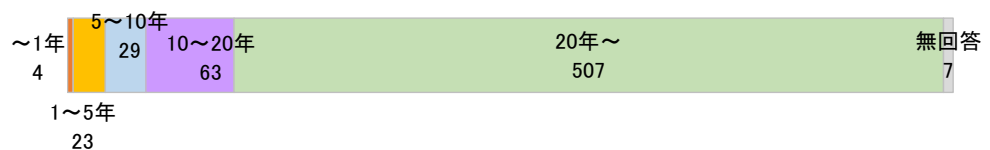
【問3】職業



【問4】農業とのかわり



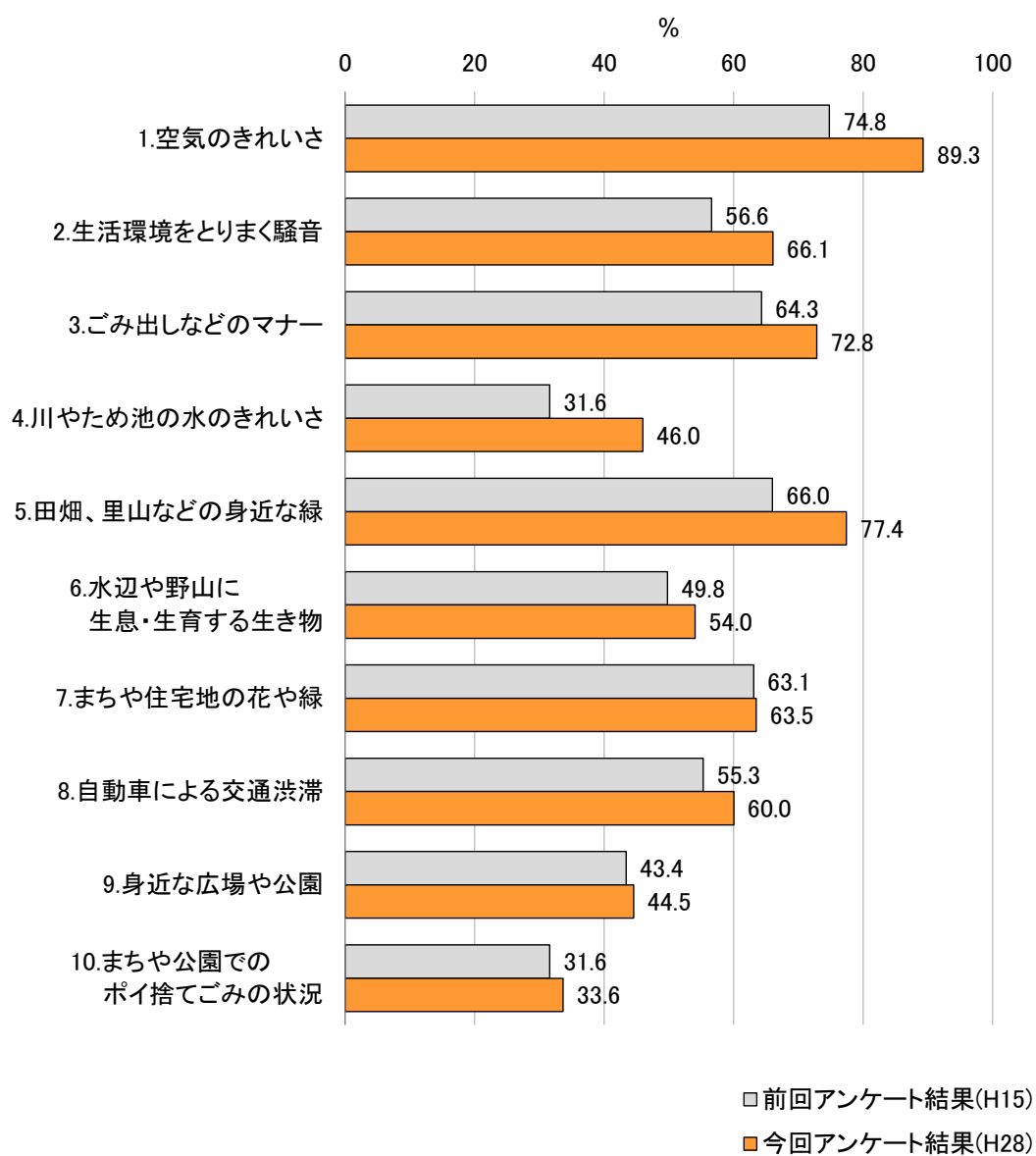
【問5】居住年数



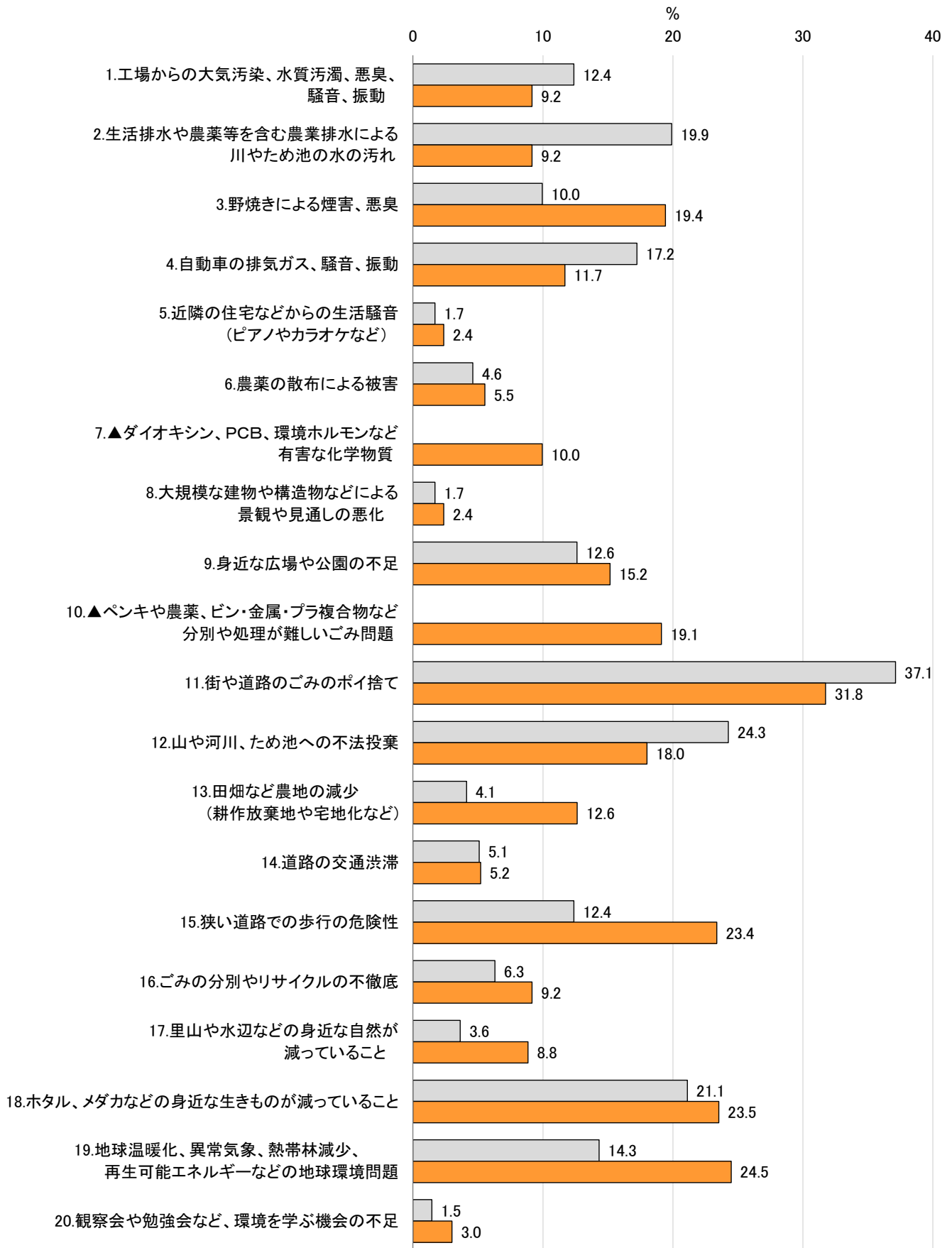
【問6】居住地区



【問7】各環境の満足度

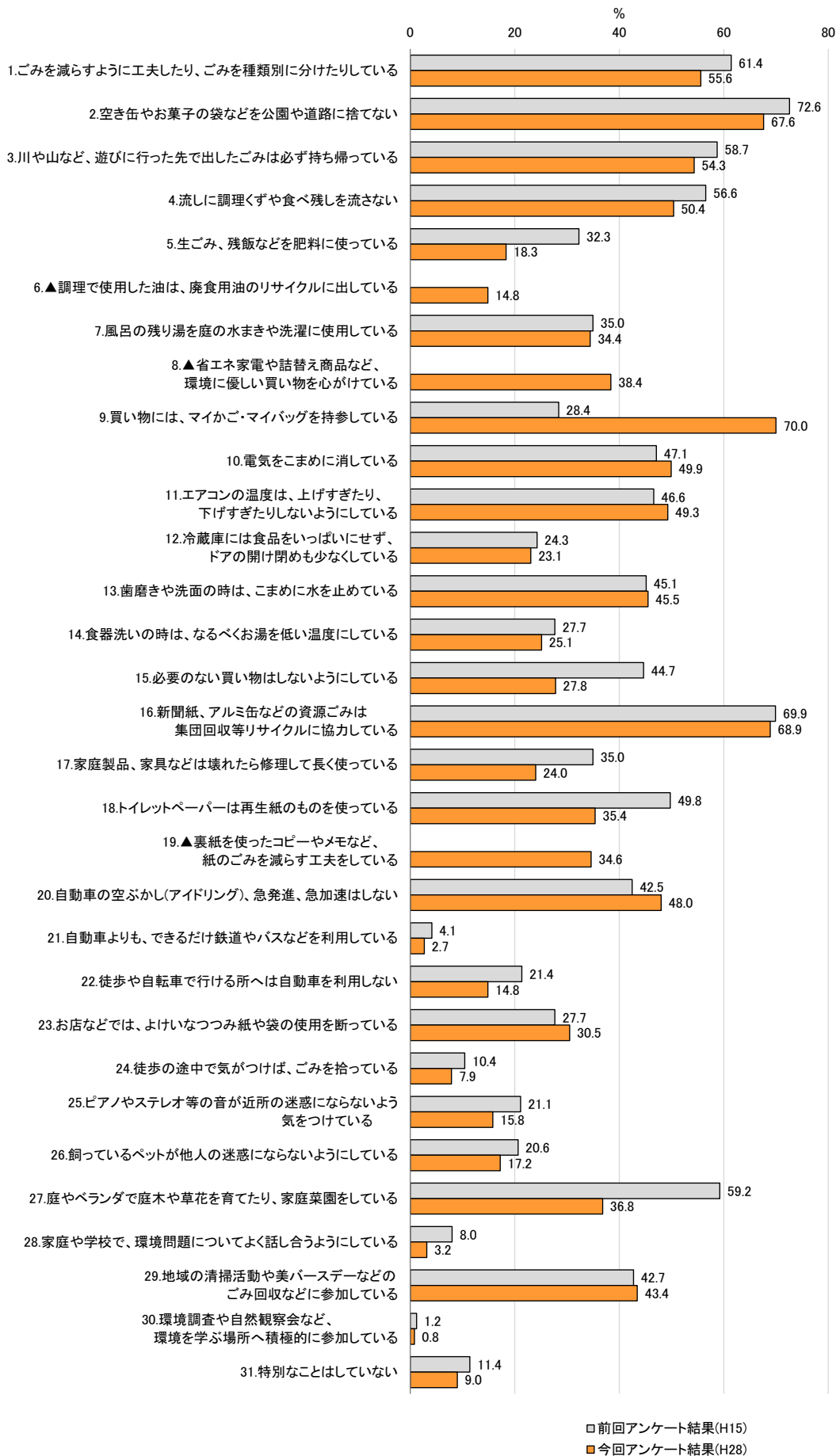


【問 8】 関心のある環境問題

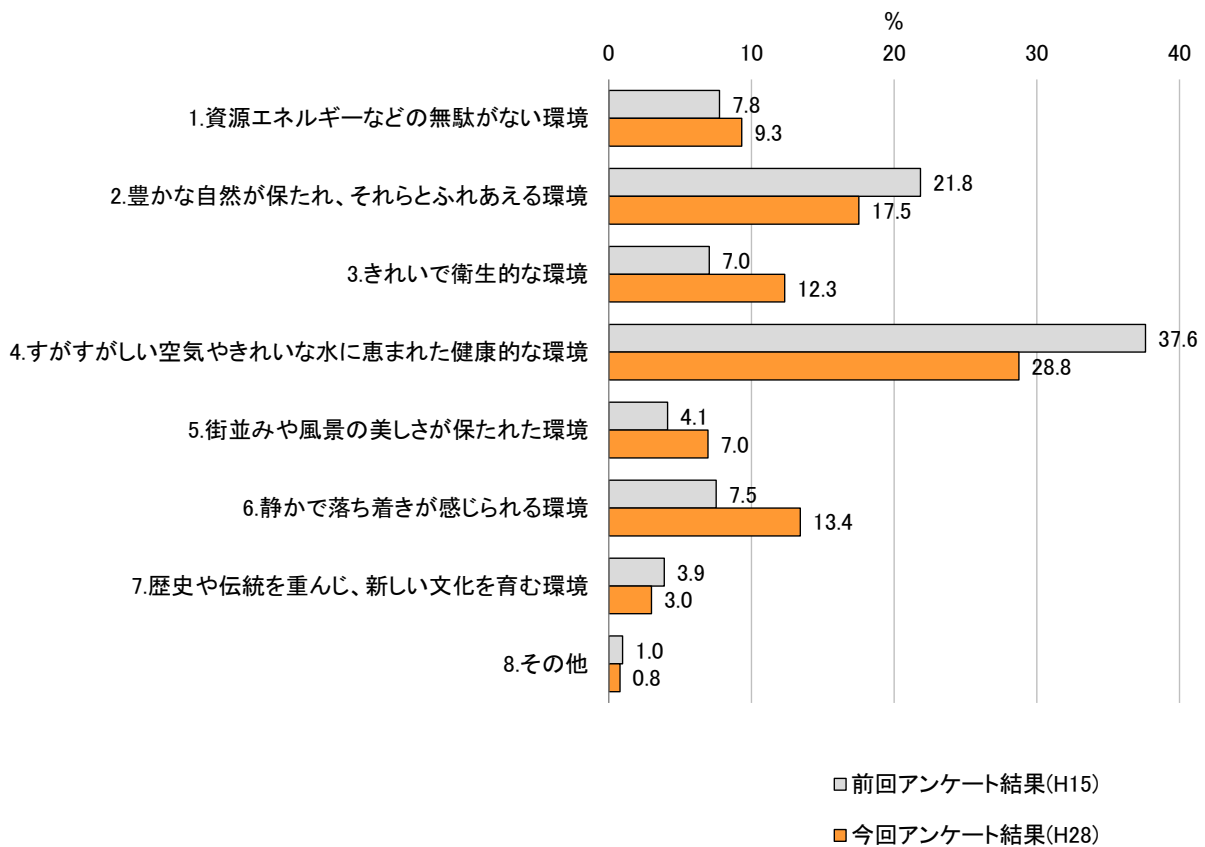


□ 前回アンケート結果(H15)
 ■ 今回アンケート結果(H28)

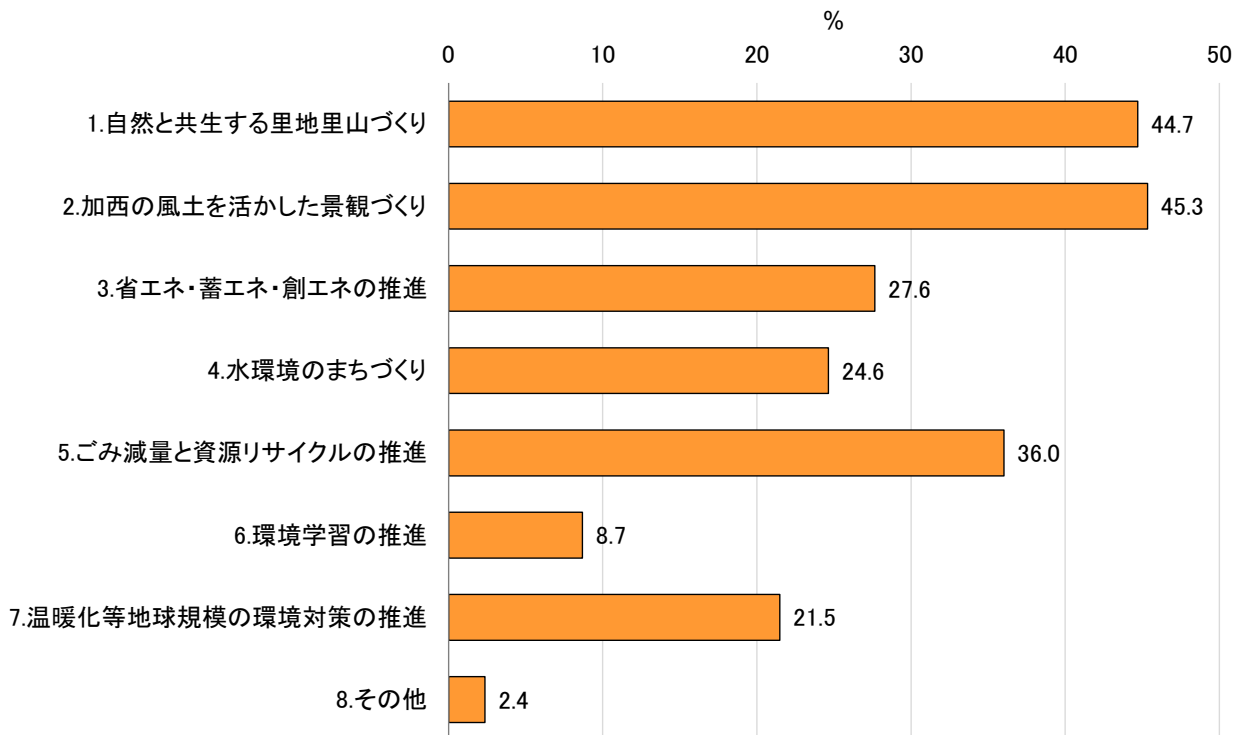
【問 9】 環境のために日頃から気をつけていること



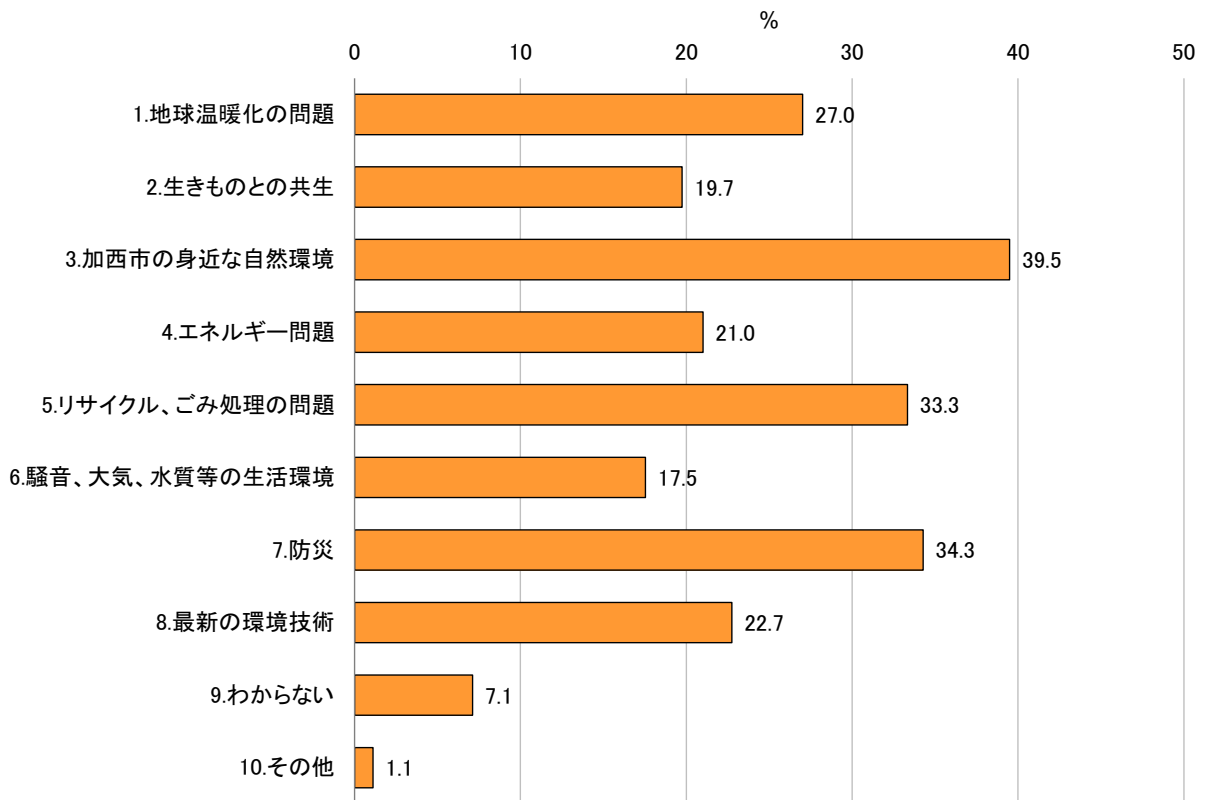
【問 10】 理想の環境像



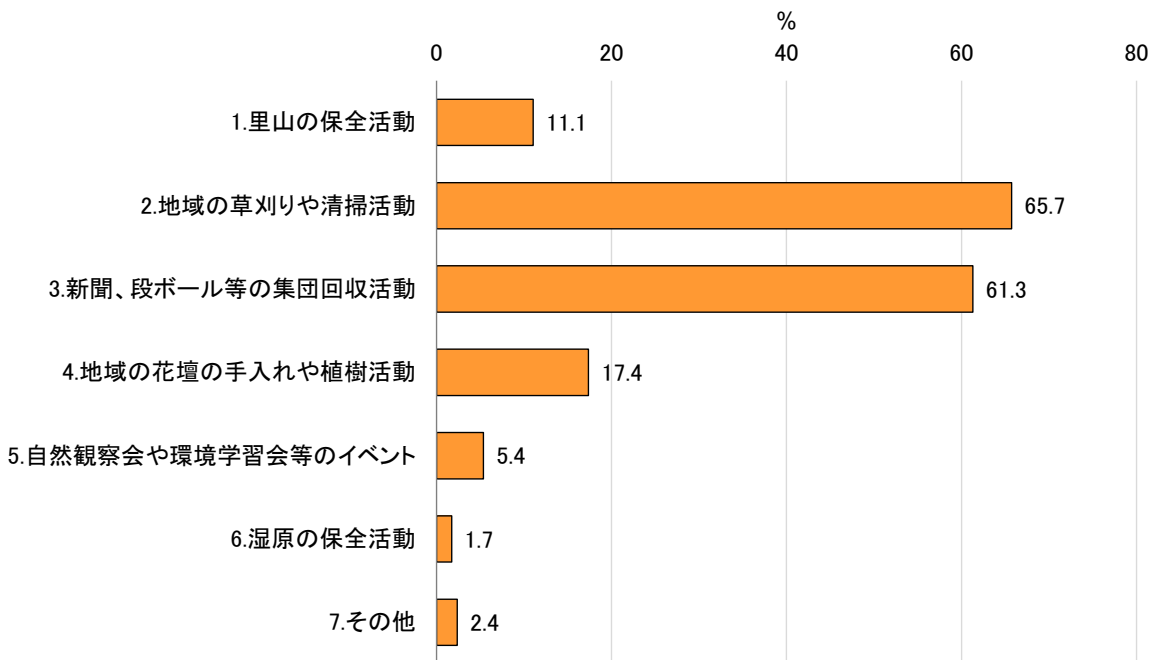
【問 11】 重点的に進めるべき環境施策



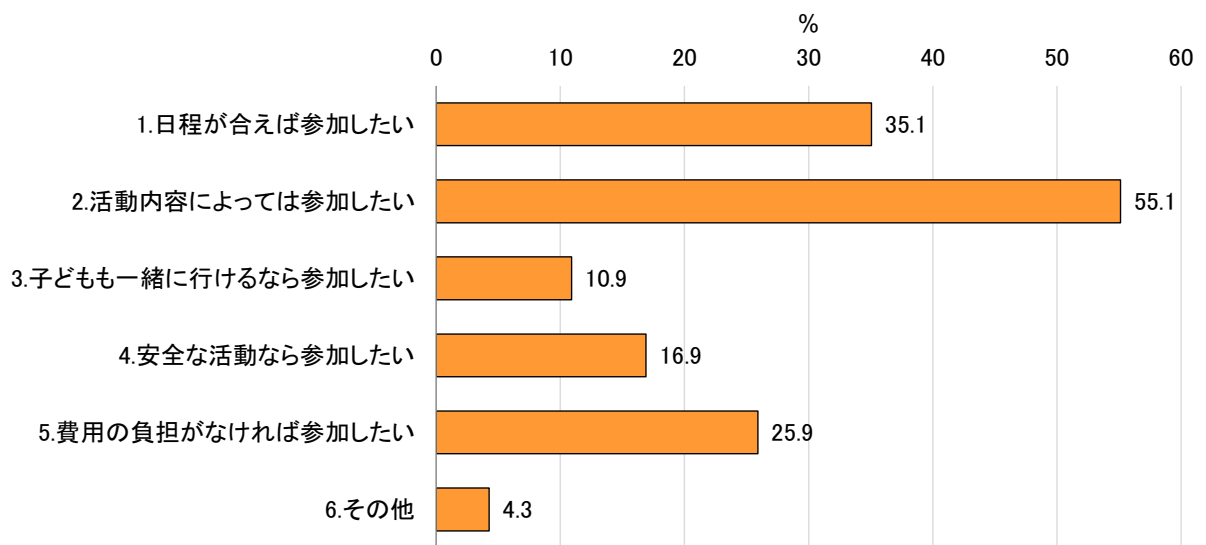
【問 12】 環境学習として学んでみたいこと



【問 13】 参加したことがある環境保全活動



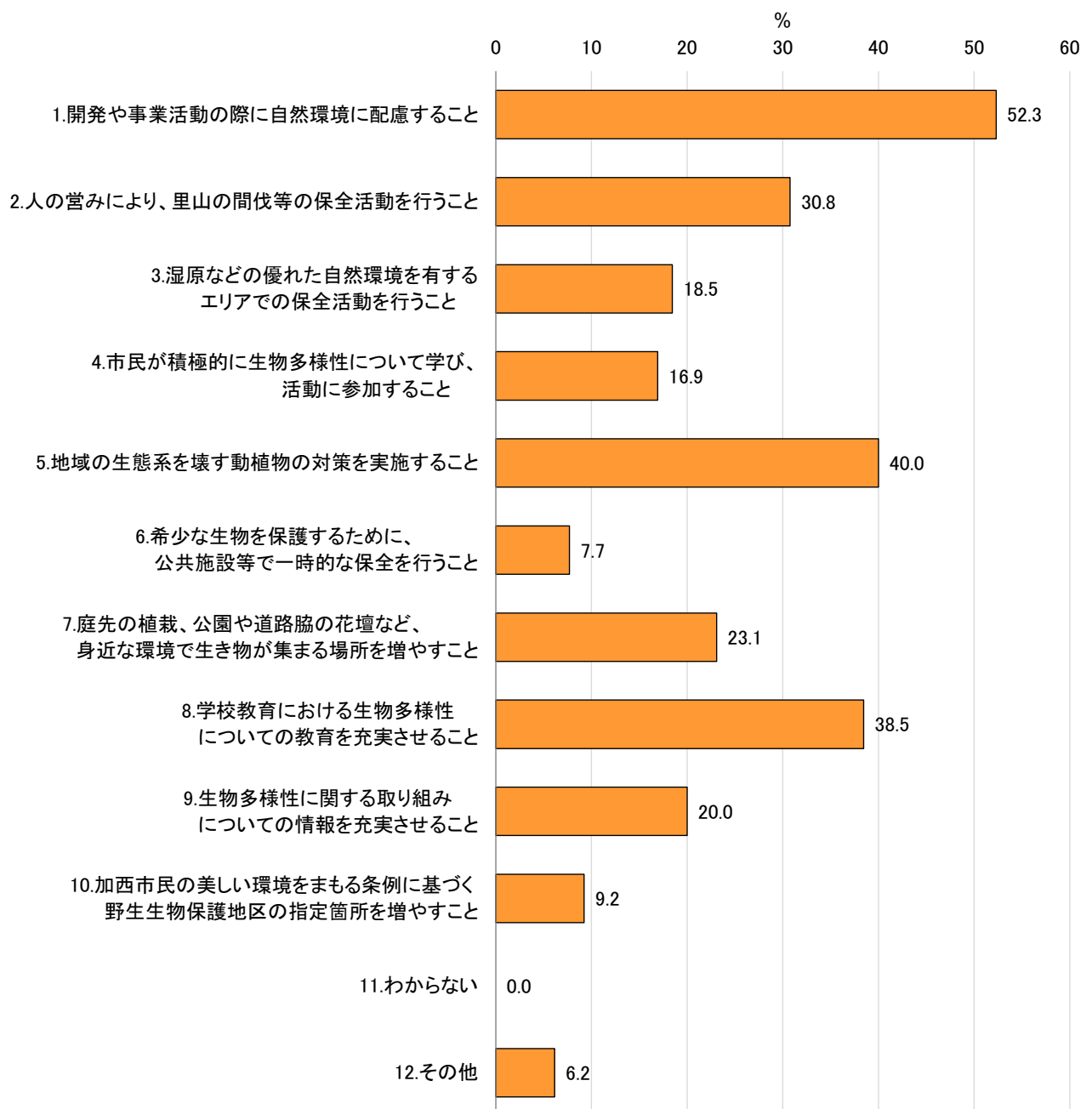
【問 14】 環境保全活動に参加する条件



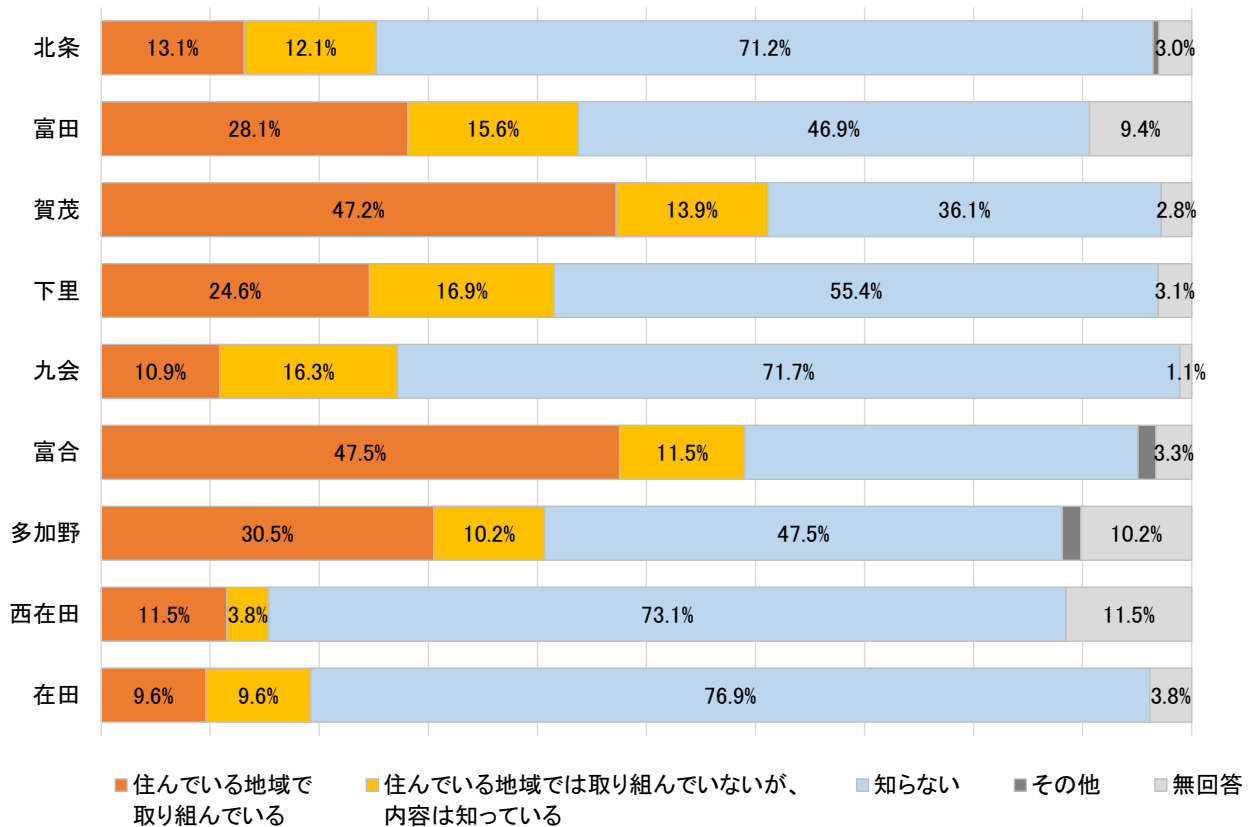
【問 15】 生物多様性の認知度



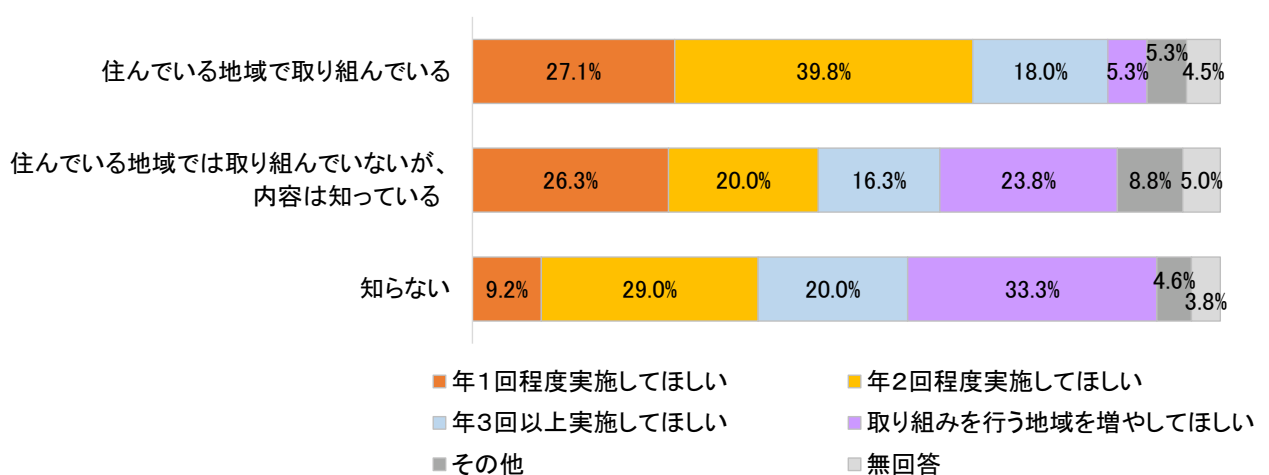
【問 16】 生物多様性を向上させるために必要と思うこと



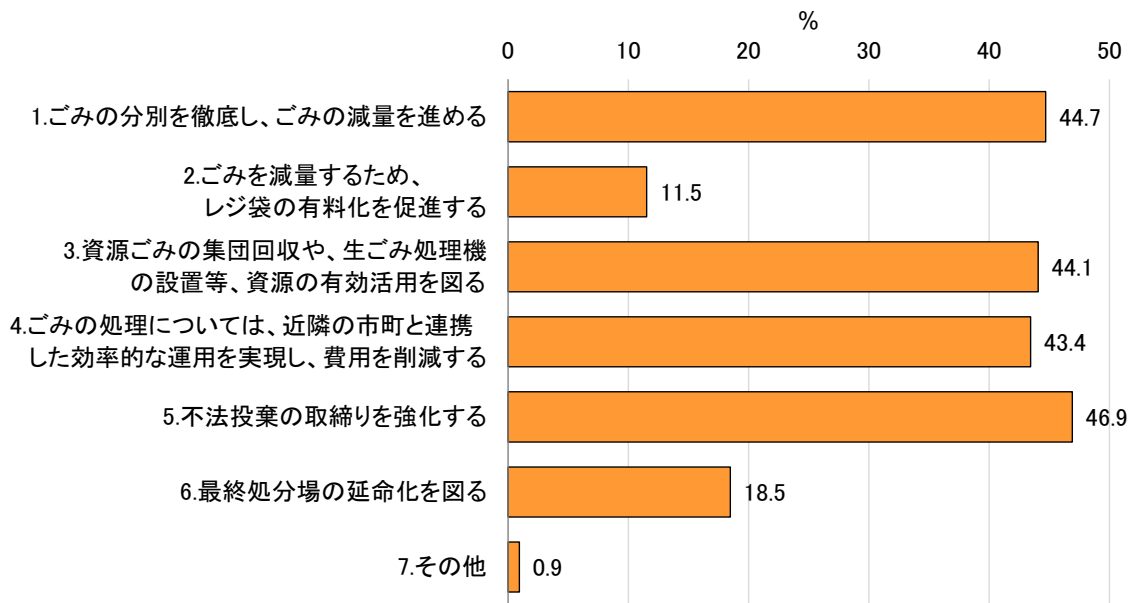
【問 17】 地区ごとの粗大ごみの拠点回収の認知度



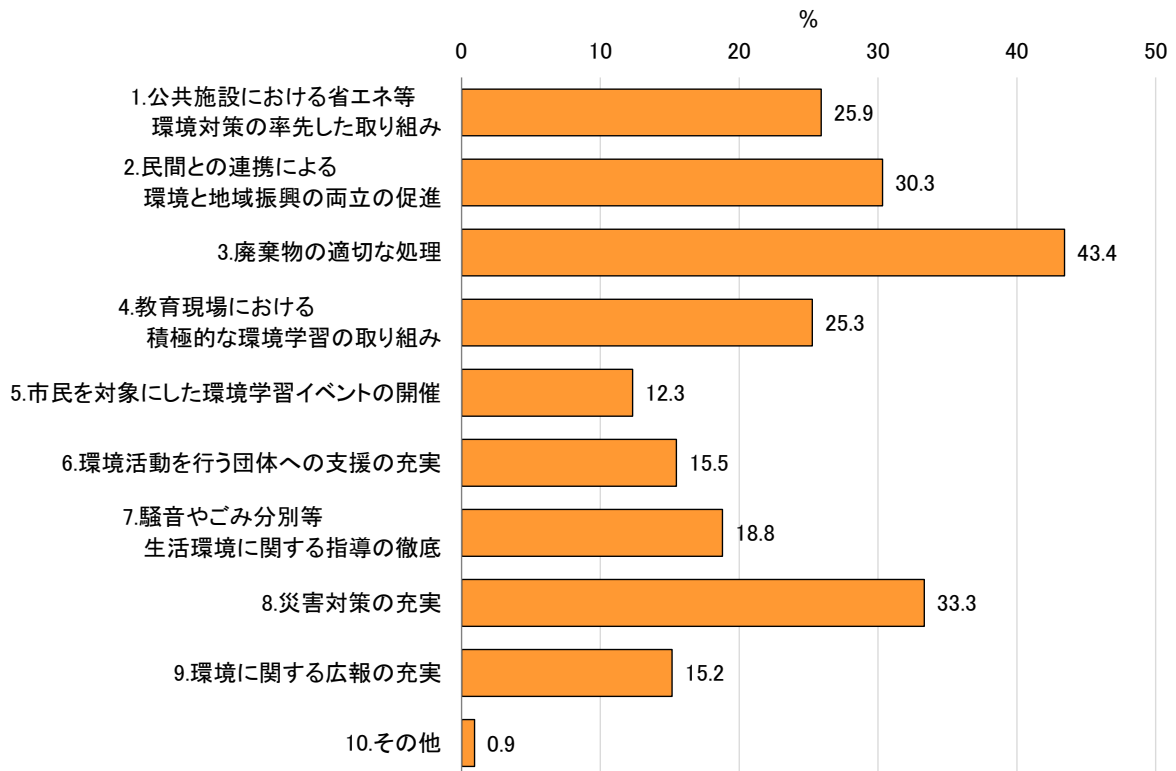
【問 18】 粗大ごみの拠点回収の今後の要望



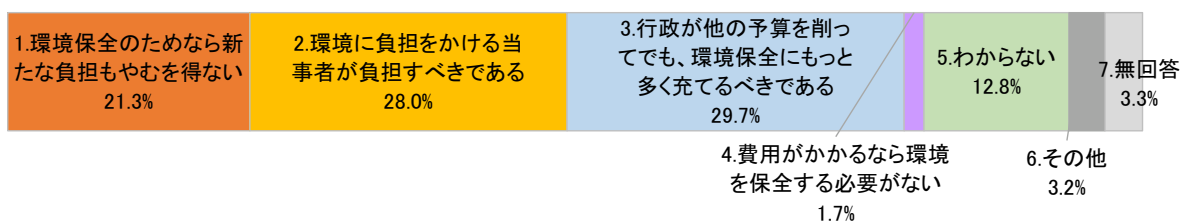
【問 19】 循環型社会を目指すために必要なこと



【問 20】 環境施策を推進するにあたり行政に求めること



【問 21】 環境を守るための費用負担について



平成28年度 環境に関する小学6年生アンケート 集計結果

【概要】

調査実施期間 平成28年7月13日～7月21日

調査対象者 市内小学6年生

配付数 386部

回収数 380部

回収率 98.4%

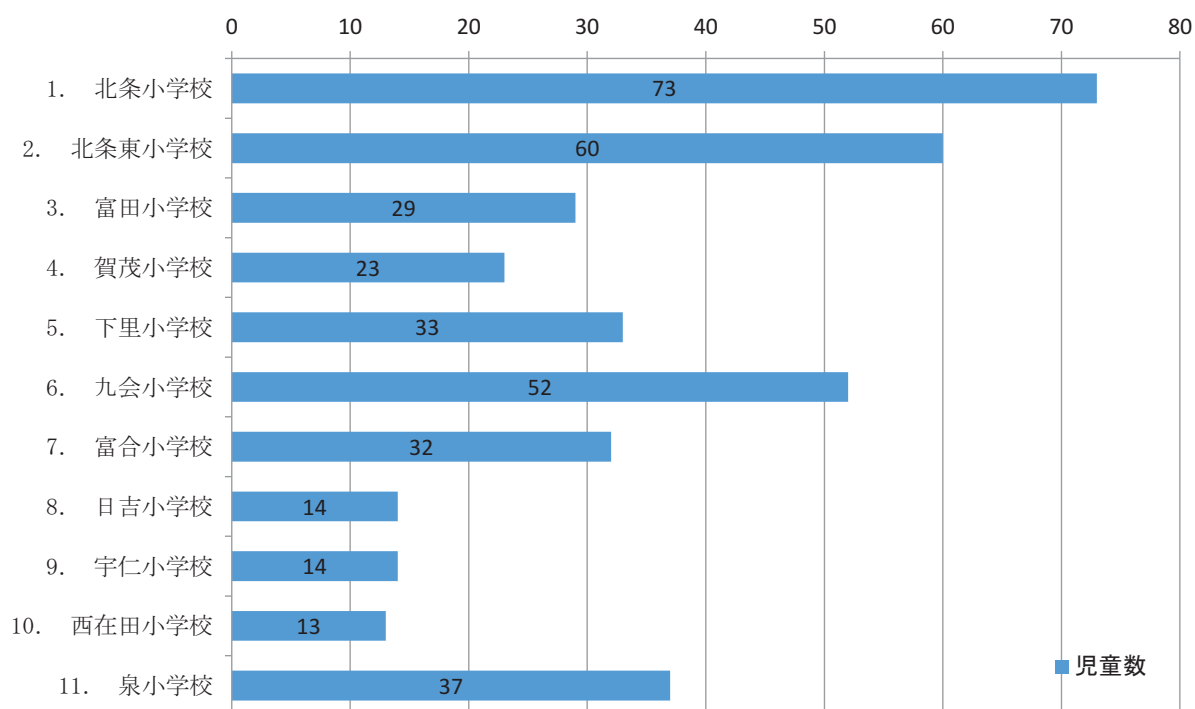
※ 結果は中学校区単位で整理しております。

※ %の算出は、回収数ではなく、各設問の有効回答数、意見数に応じて算出しています。

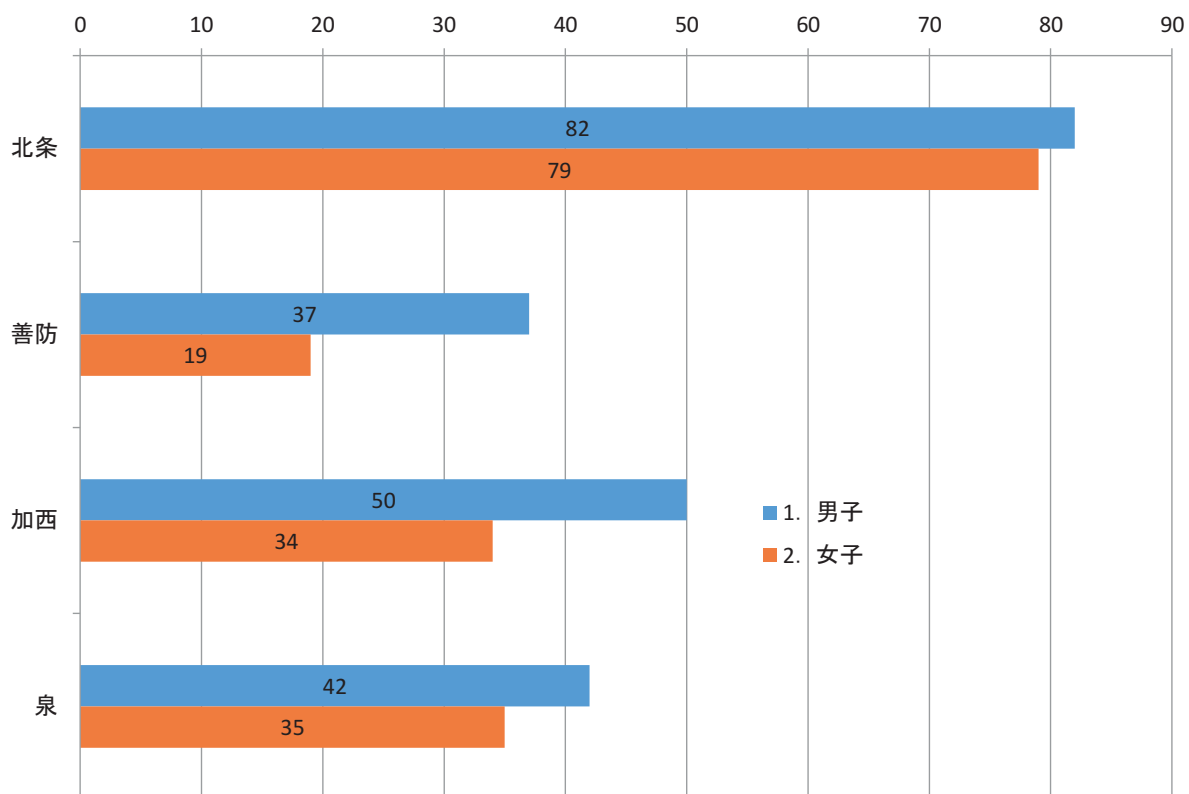
加西市生活環境部環境課

I. あなたご自身のことについて

問1. あなたが通っておられる小学校について

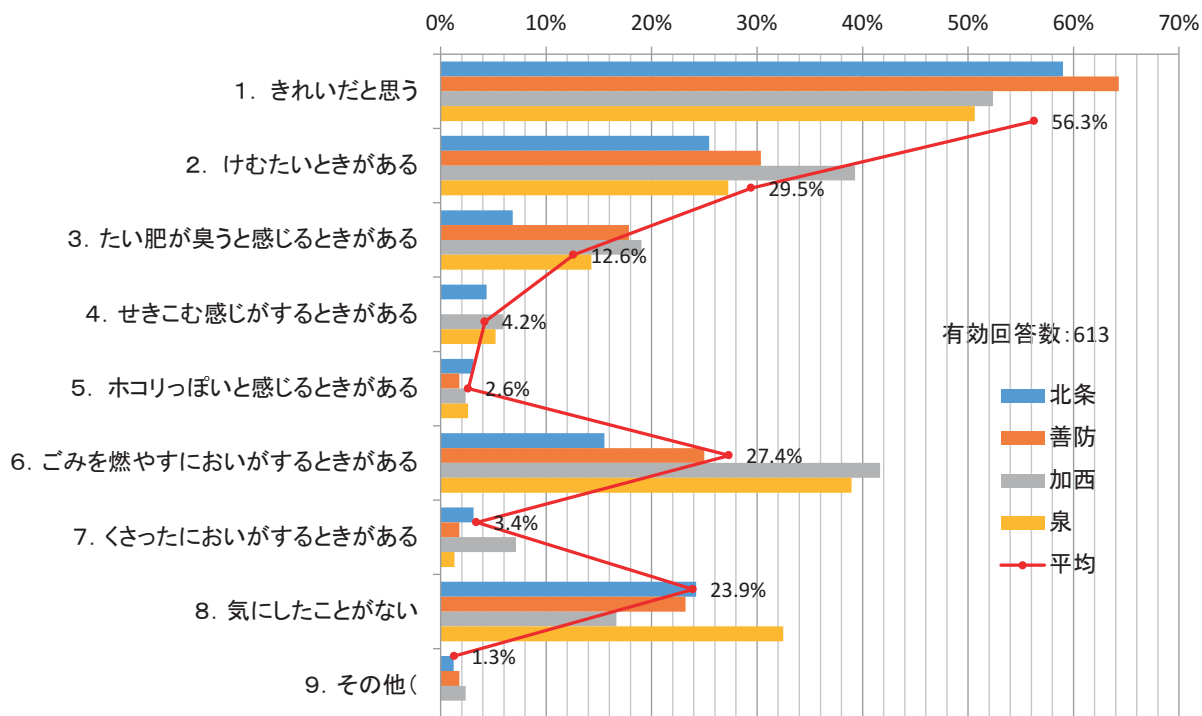


問2. あなたの性別について

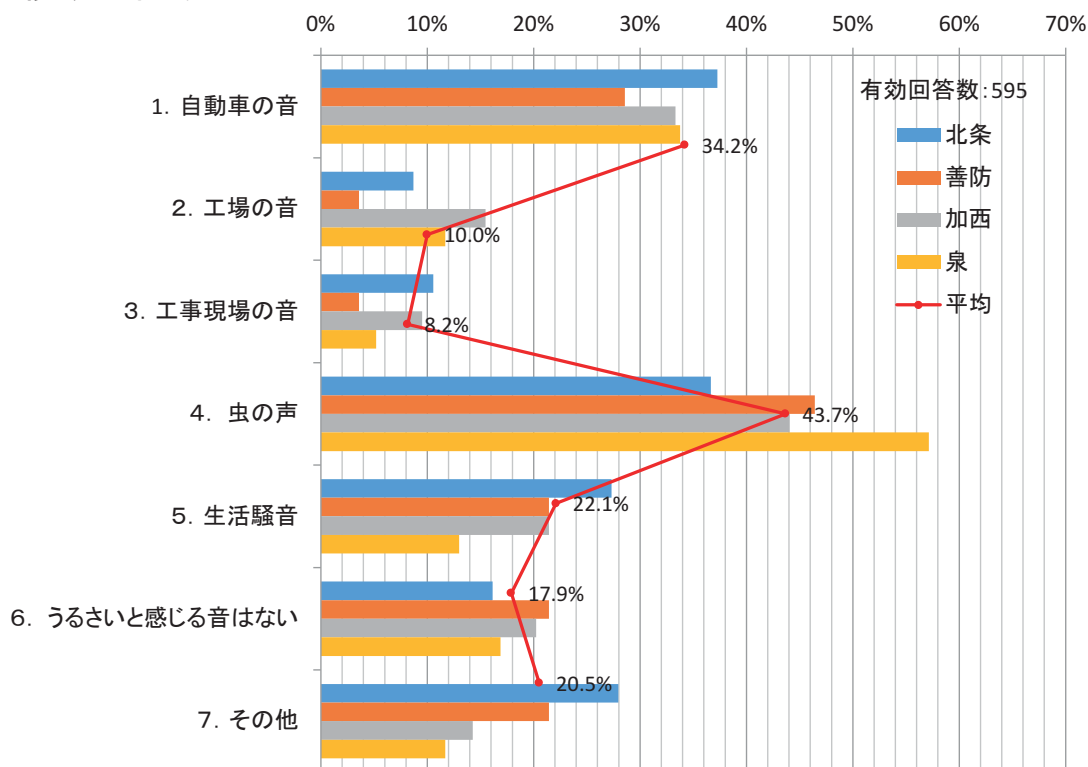


Ⅱ. あなたが住んでるまちやまわりの環境について

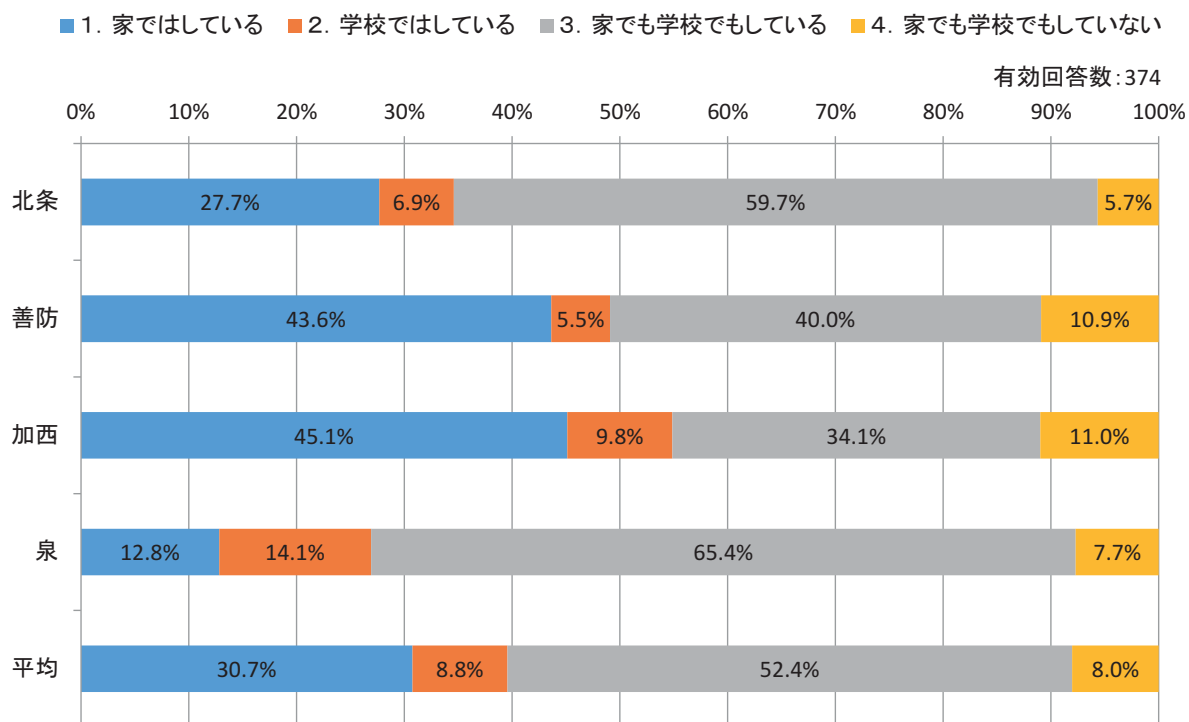
問3. あなたの家の近くの空気はどんな空気ですか。(複数回答あり)



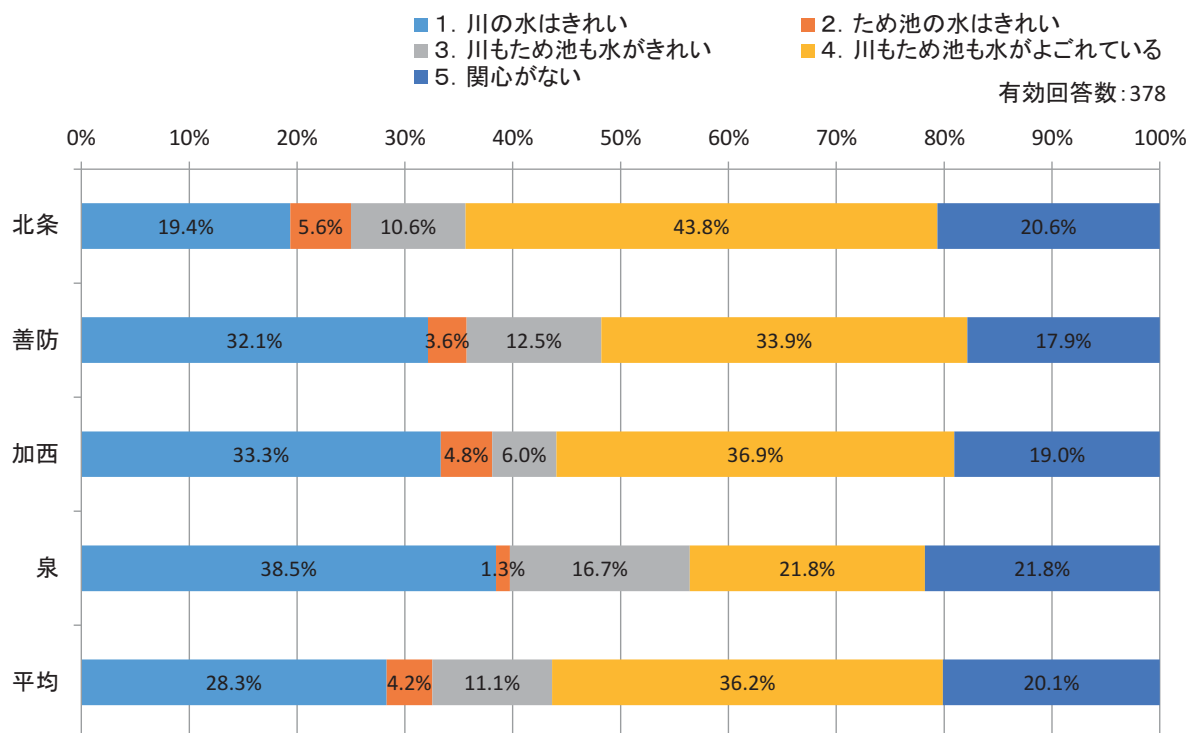
問4. あなたの家に聞こえてくる、うるさいと感じる音はどんな音ですか。(複数回答あり)



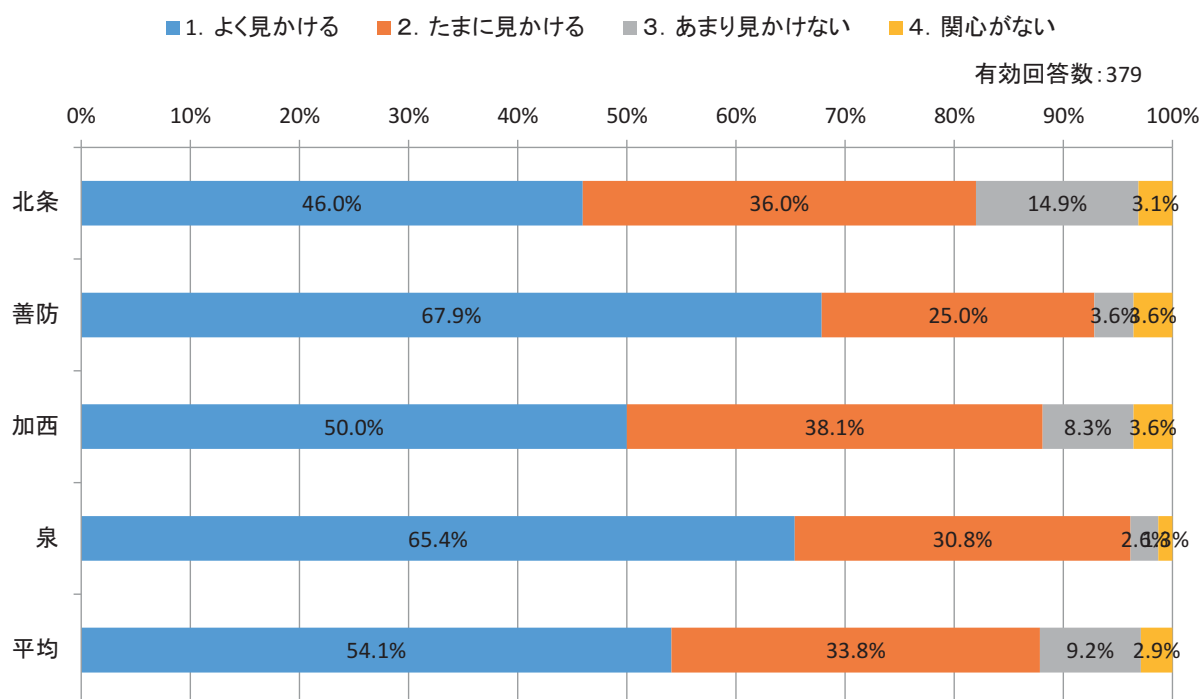
問5. あなたは、ごみの分別をしていますか。(1つ回答)



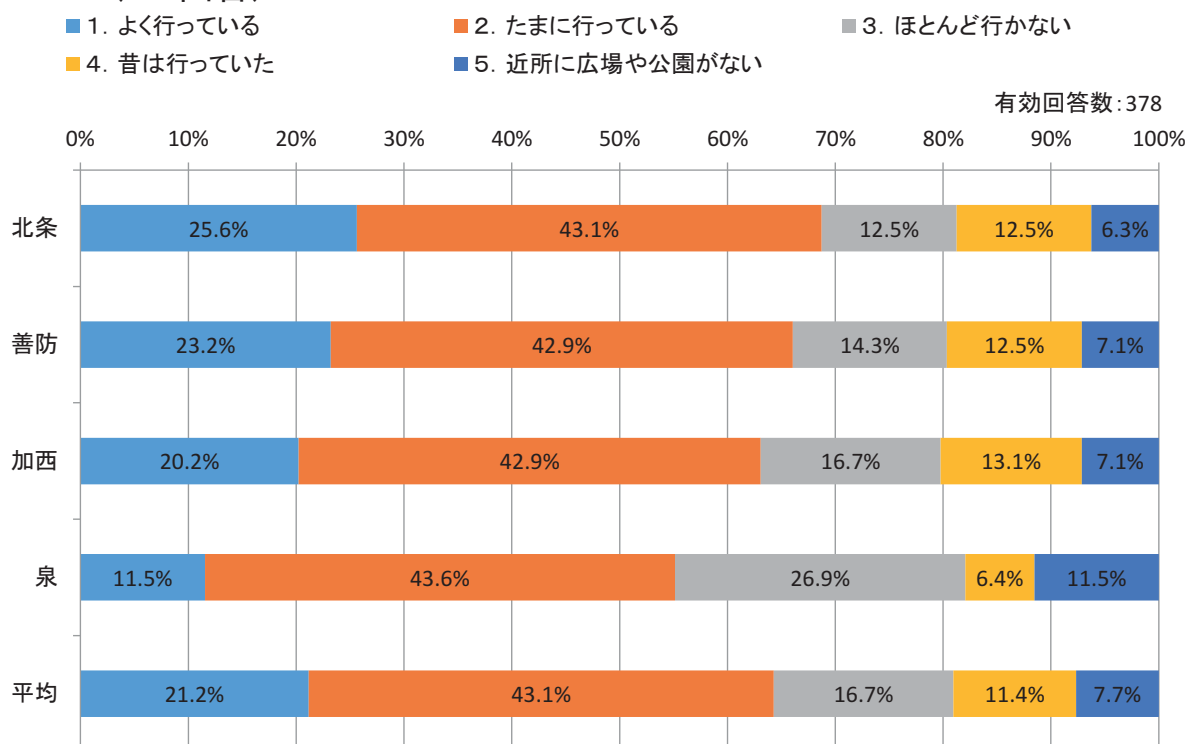
問6. あなたの近くの川やため池の水はどんな水ですか。(1つ回答)



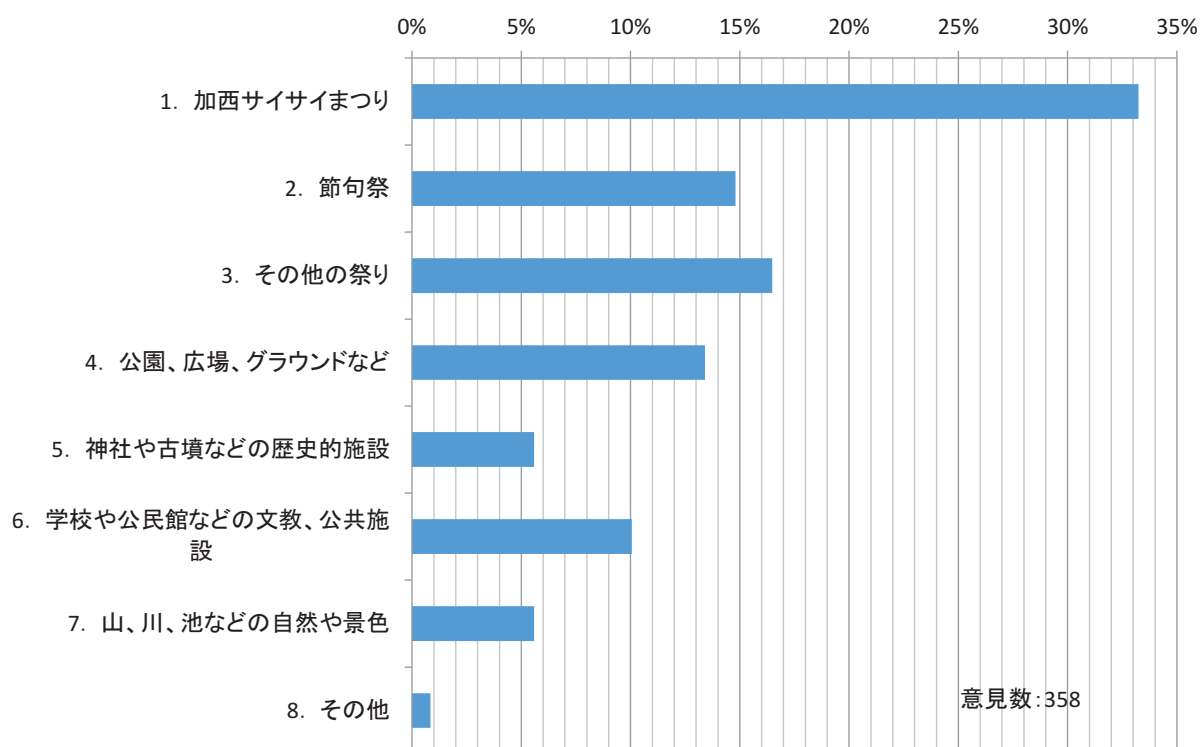
問7. 通学・帰宅の途中で、生きものを見かけることはありますか？
(1つ回答)



問8. 近所の広場や公園に、運動したり、遊びに行くことはありますか？
(1つ回答)



問9. あなたがずっと大切にしたい、未来に残しておきたい、よく遊ぶ場所、風景、お祭り等がありますか？(自由記述)例:(◇◇公園)(□□祭り)



『3. その他の祭り』、『4. 公園、広場、グラウンドなど』、『5. 神社や古墳などの歴史的施設』の項目で挙げられていた主な回答を以下に例示しています。

『3. その他の祭り』

- ・天神祭 9票
- ・川下祭 5票
- ・富田祭 3票
- ・盆踊り 3票
- ・七夕祭 2票

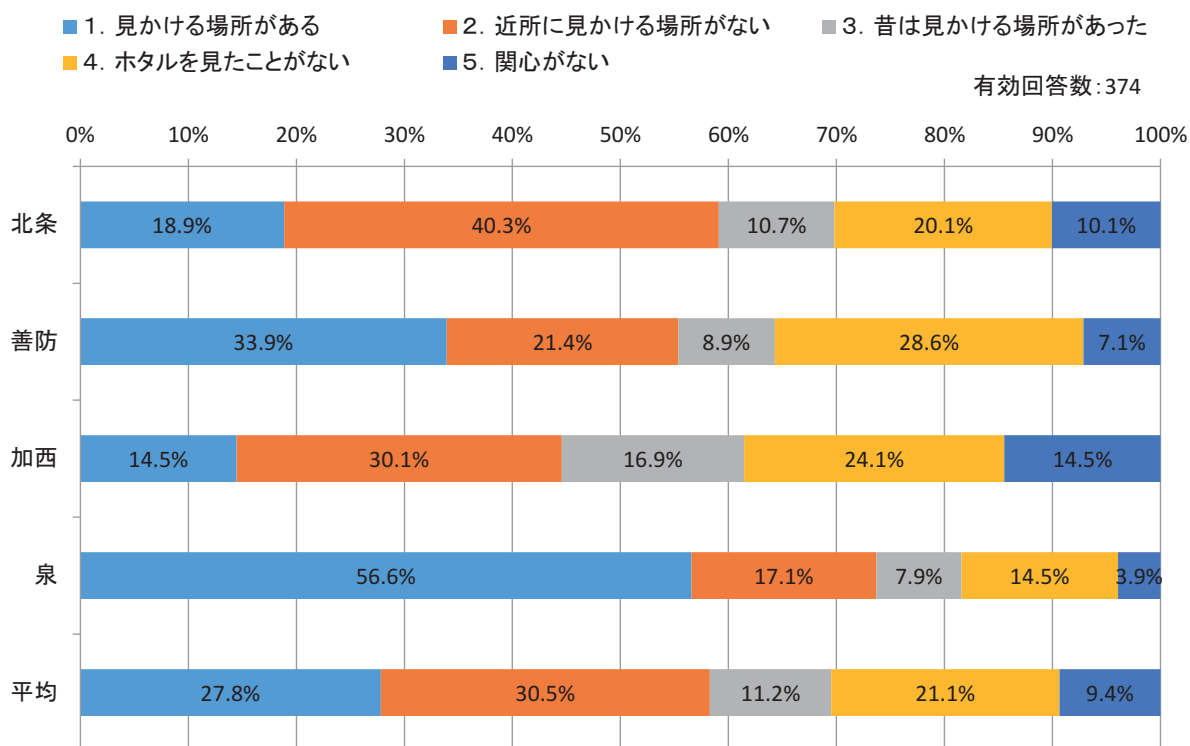
『4. 公園、広場、グラウンドなど』

- ・丸山公園 16票
- ・玉丘公園 7票
- ・上山公園 3票
- ・三口公園 3票
- ・富田グラウンド 3票

『5. 神社や古墳などの歴史的施設』

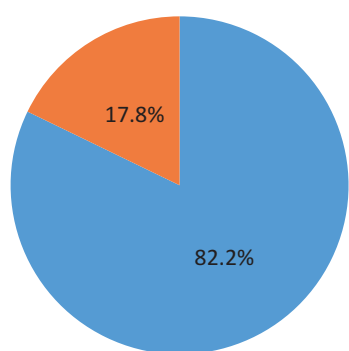
- ・玉丘古墳 3票
- ・五百羅漢 2票
- ・日吉神社 2票
- ・大歳神社 2票
- ・大日堂 1票

問10. あなたの近所で、ホテルを見かける場所がありますか？(1つ回答)



問11. 加西市の住み心地について、良いところがあれば教えてください。(1つ回答)

- 1. 良いと思うところがある
 ■ 2. 良いと思うところはない



有効回答数: 376
 意見数: 304

【良いと思うところ】

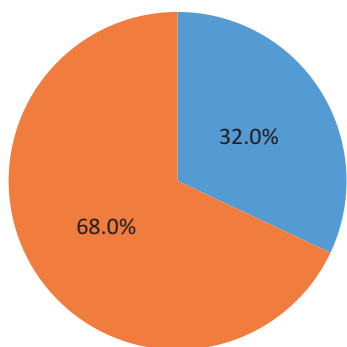
1位 空気きれい、自然豊か 149票

2位 人柄、治安、静かさなどの生活環境が良い 28票

3位 災害が少ない 15票

問12. 加西市の住み心地について、悪いところがあれば教えてください。
(1つ回答)

- 1. 悪いと思うところがある
- 2. 悪いと思うところはない

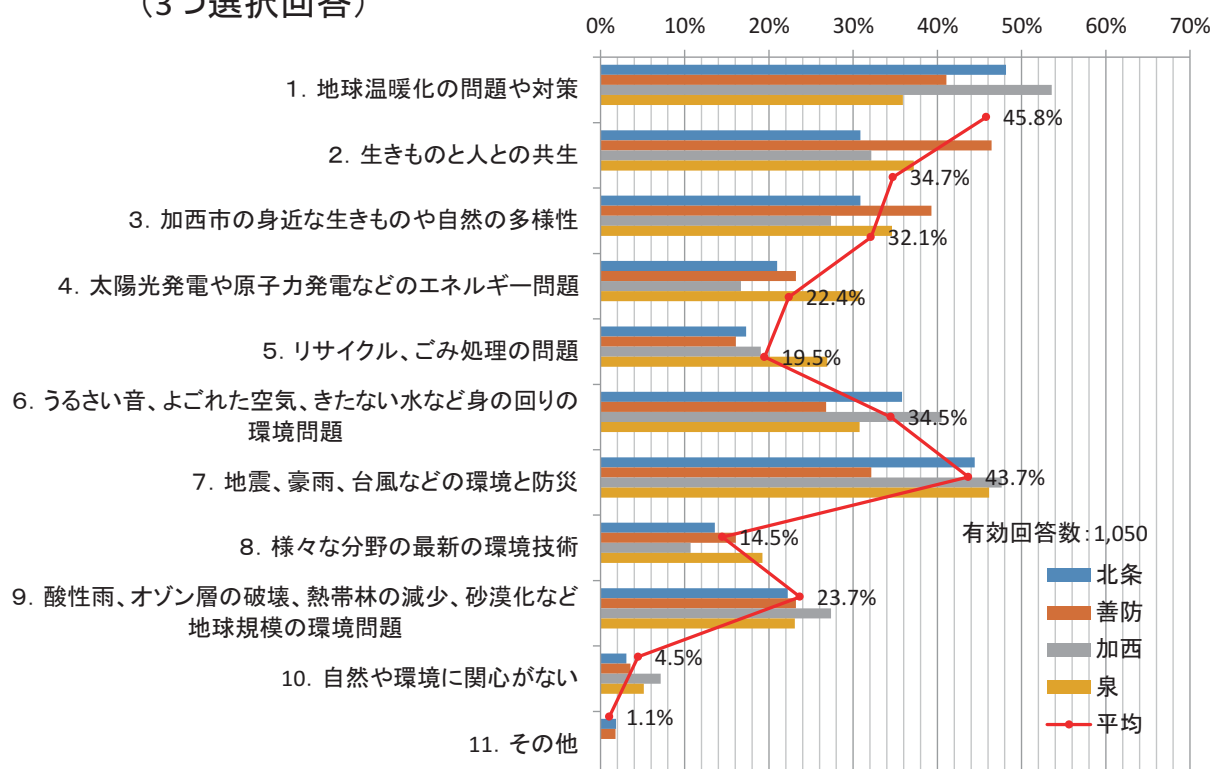


有効回答数: 372
意見数: 118

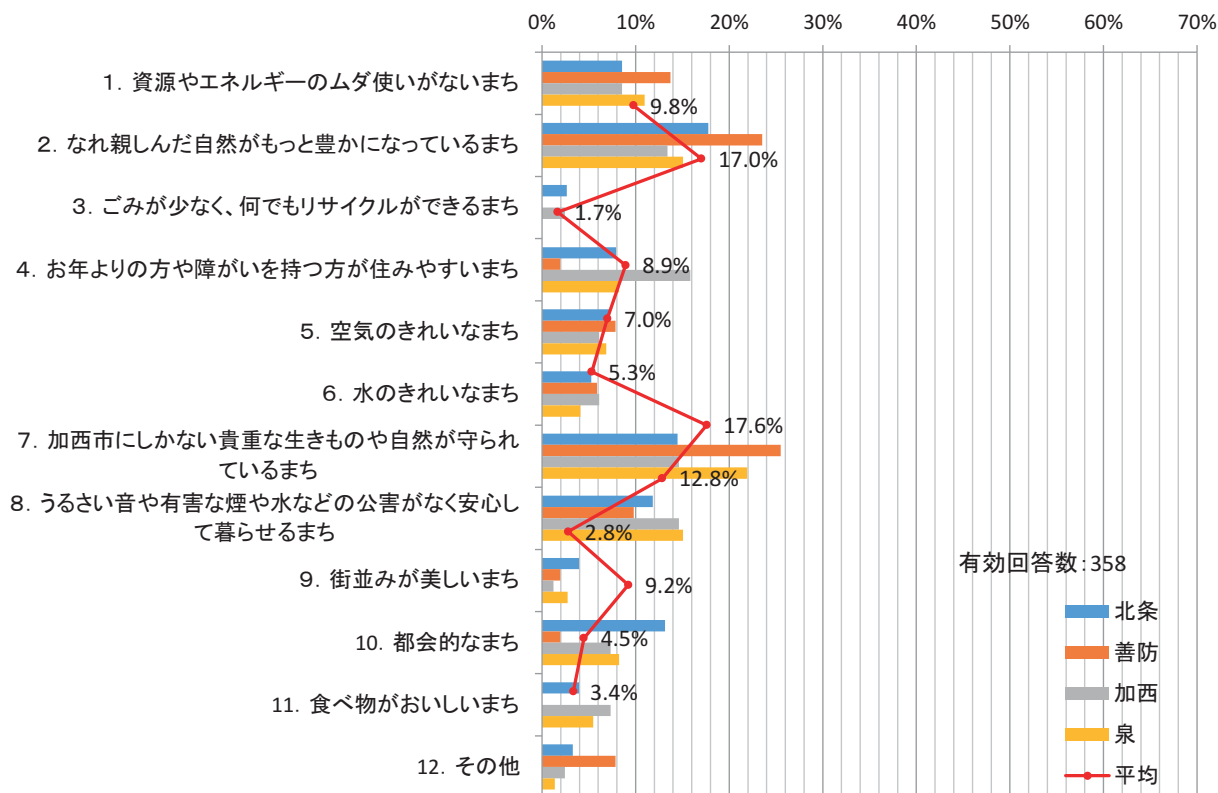
【悪いと思うところ】

- 1位 バイクなどの騒音、野焼きの煙などの生活環境が悪い 40票
- 2位 娯楽・商業施設が少ない 20票
- 3位 道路が狭い 6票

問13. 自然や環境のことで、知りたいこと、学んでみたいことはありますか？
(3つ選択回答)

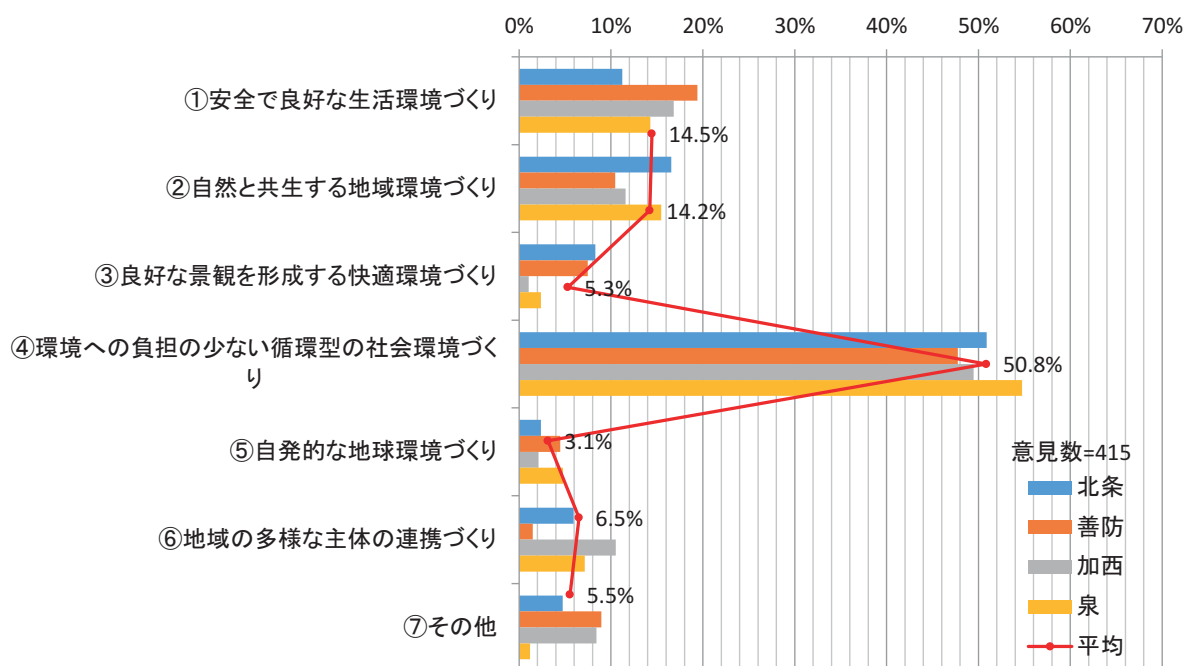


問14. 将来、加西市はどのようなまちになって欲しいですか？(1つ選択)



問15. 環境を良くしていくために、できること、したらいいいこと、ふだん気になっていること、なんでも良いですから、思いつくことを書いてください。

※ 意見数を内容に応じて環境基本計画の環境目標6分類に整理しました。
具体的な意見は次のページにまとめています。



環境目標	小学生の主な意見
① 安全で良好な生活環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・道の両方が田んぼで、そこで燃やしている人がいっぱいいて、視界が煙になって何も見えなくて目が染みてのどが痛くなったことがあります。 ・空気をきれいにすることが大切だと思う。理由は、私が通学しているときにあまり生き物を見かけなくなったから。 ・もっと自然を増やし、CO2をもっと減らして、空気がもっときれいになるようにしたい。
② 自然と共生する地域環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・大人たちは、自分たちが生きるために自然(森や林、川)をぶっ壊しまくっている。少しは自然を守って欲しい。「きもい」と思われている生きものも神様からもらった大切な命だと思う。 ・都会は都会の良さがあり、田舎は田舎の良さがある。周りに都会的なまちはあるので、加西市は田舎での優れた町を目指すのが良いのでは？そのために珍しい生物、自然の保護、これからこのような生物、自然を増やしていくことが大切だと思う。 ・もっと植物を増やして、鹿やイノシシ、アライグマなどが人里に降りてこないようにして、生きものが事故に遭わないようにしたり、人も農作物をとられないようにしたりする。
③ 良好な景観を形成する快適環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろなところに木を植えて、木の手入れをしたりする。生きものが住みやすいような環境を作り、生きものを大切にします。 ・名所を回りながらポイ捨てされたゴミを拾ったりする行事をしてはどうでしょうか。 ・緑化(花や木を植える)建物と植物の関係を考える(建物〇mにつき植物は〇m位植えるなど)
④ 環境への負担の少ない循環型の社会環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・公園などにゴミが落ちているのをよく見かけます。マンションから見下ろすとききれいと思えるような町が見てみたい！ ・ゴミがあれば拾う。加西市をきれいにしようという気持ちがあればよい。 ・自分からリサイクルする。ゴミをしない。使えるものは最後まで使う。私生活を大事にする。進んで注意をする。
⑤ 自発的な地球環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・草木をもっと増やして、地球温暖化をなくしたい。 ・電気自動車やハイブリット自動車を作り、たくさん走らせる。 ・排気ガスを少なくして、地球温暖化を防止し、街並みがきれいになってほしい。
⑥ 地域の多様な主体の連携づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・よく川などで釣りをしている人がいて、してもよいところだったらいいけど、してはいけないところで釣りをしている人がいるのでずっと気になっています。「釣りをしてはいけない」という看板があるのにしている大人がいる。 ・自然とふれあうボランティアや行事をしたらいいと思います。 ・ポイ捨て禁止を当たり前、もっとがんばってよりきれいな市にしていく。ポスターなどでの呼びかけ、自分から動くことが大事だと思います。

平成28年度 環境に関する中学3年生アンケート 集計結果

【概要】

調査実施期間 平成28年7月13日～7月21日

調査対象者 市内中学3年生

配付数 387部

回収数 362部

回収率 93.5%

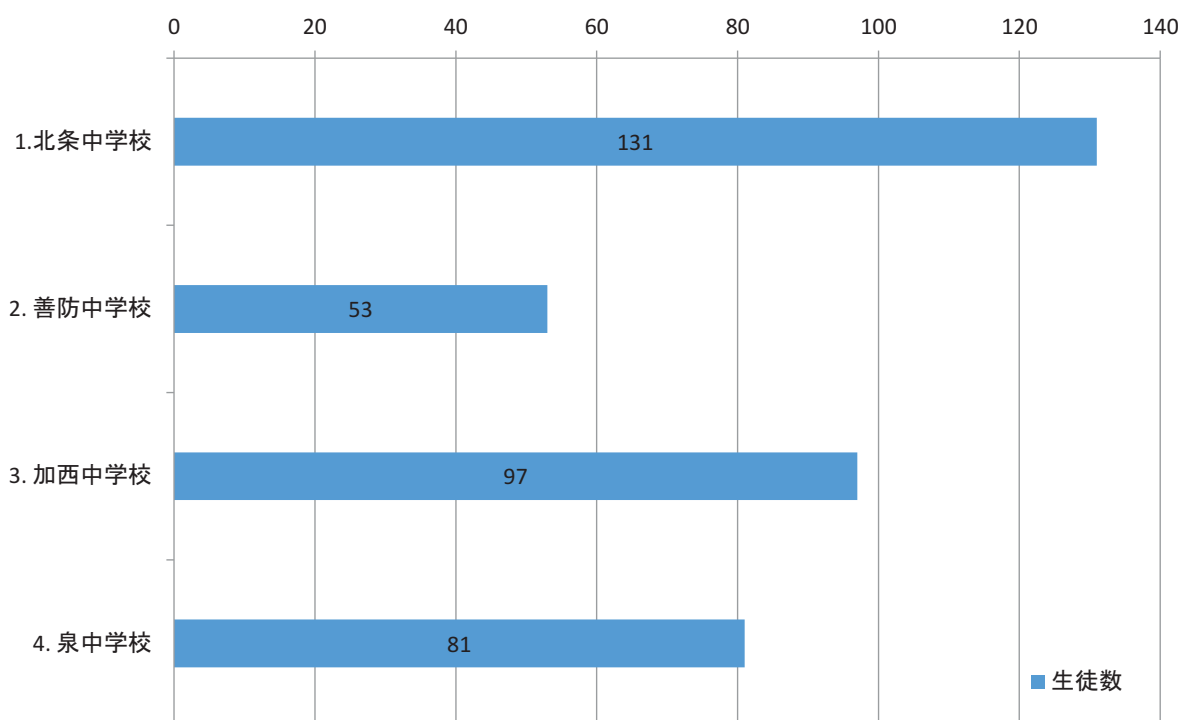
※ 結果は中学校区単位で整理しております。

※ %の算出は、回収数ではなく、各設問の有効回答数、意見数に応じて算出しています。

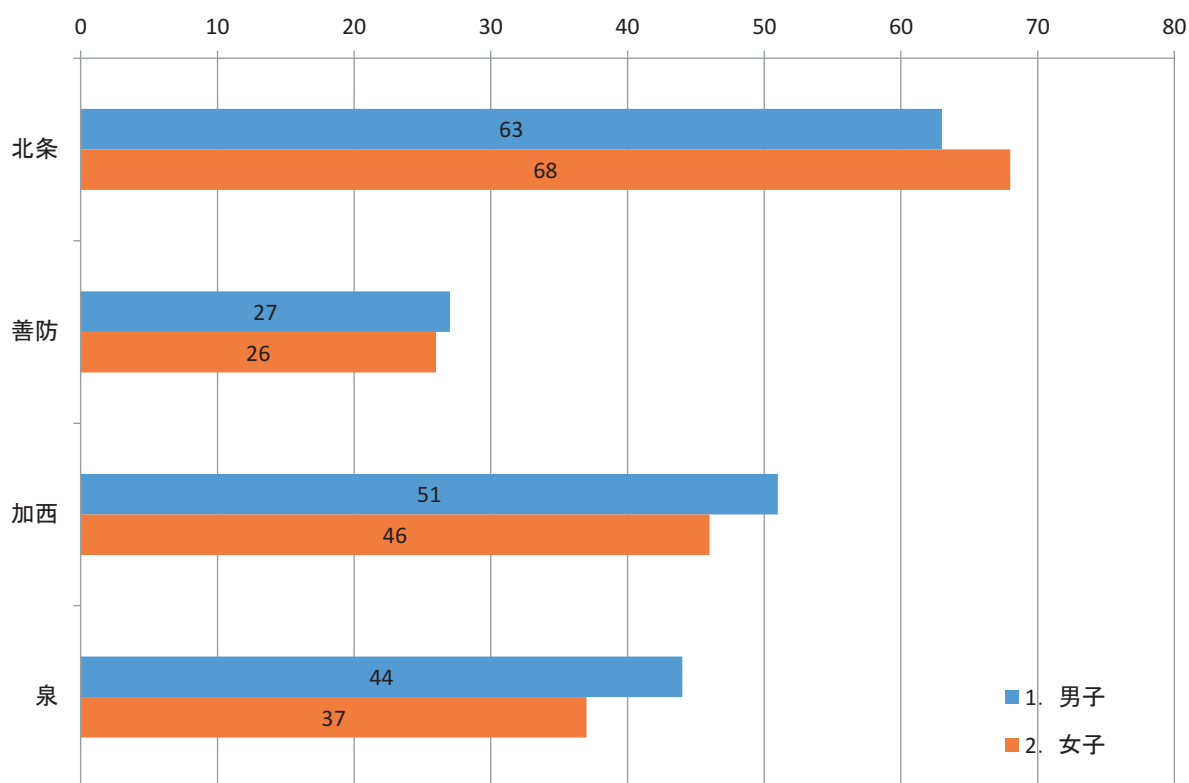
加西市生活環境部環境課

I. あなたご自身のことについて

問1. あなたが通っておられる中学校について

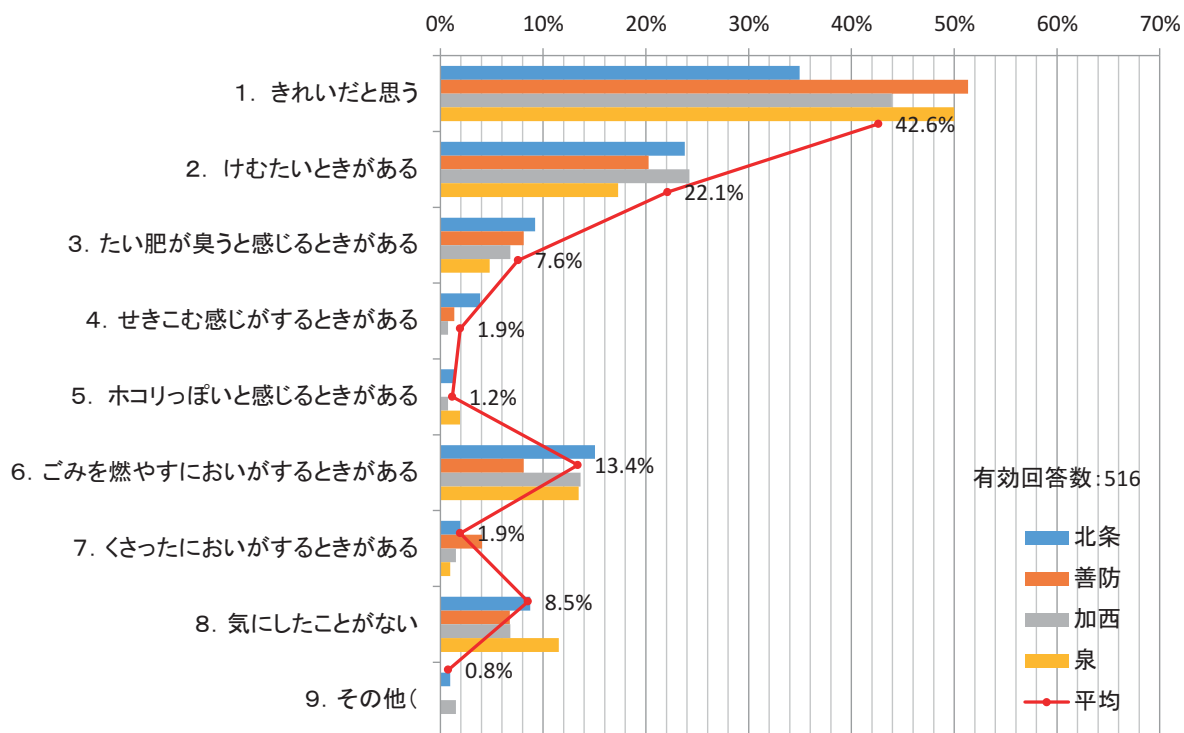


問2. あなたの性別について

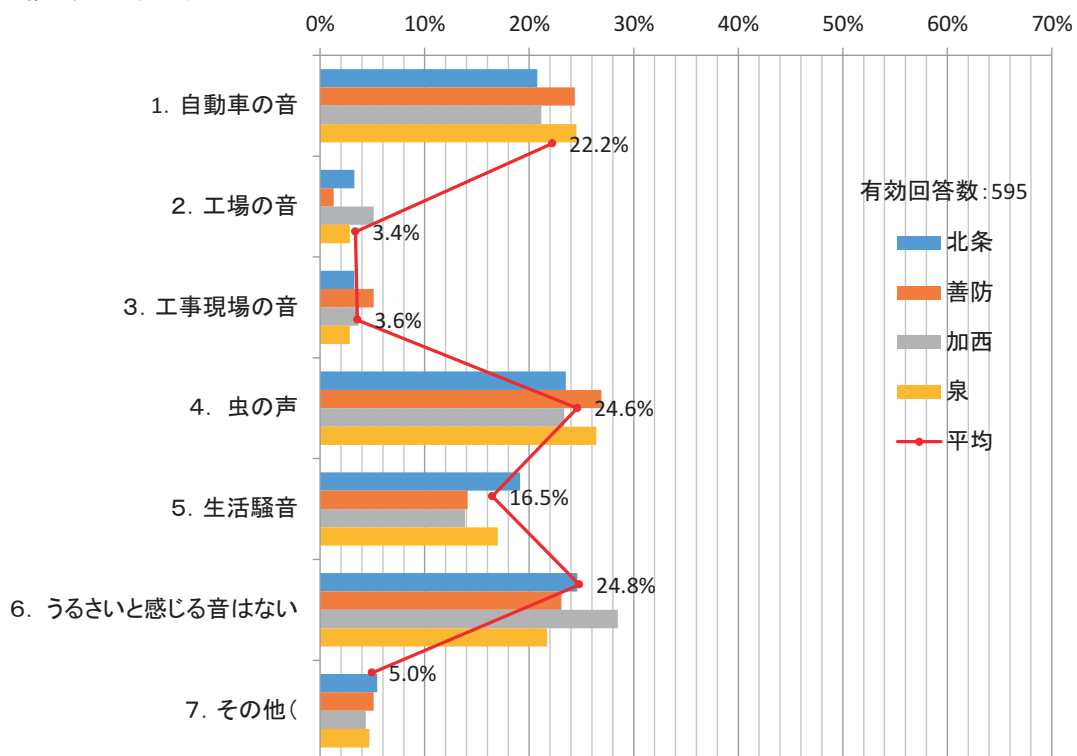


Ⅱ. あなたが住んでるまちやまわりの環境について

問3. あなたの家の近くの空気はどんな空気ですか。(複数回答あり)



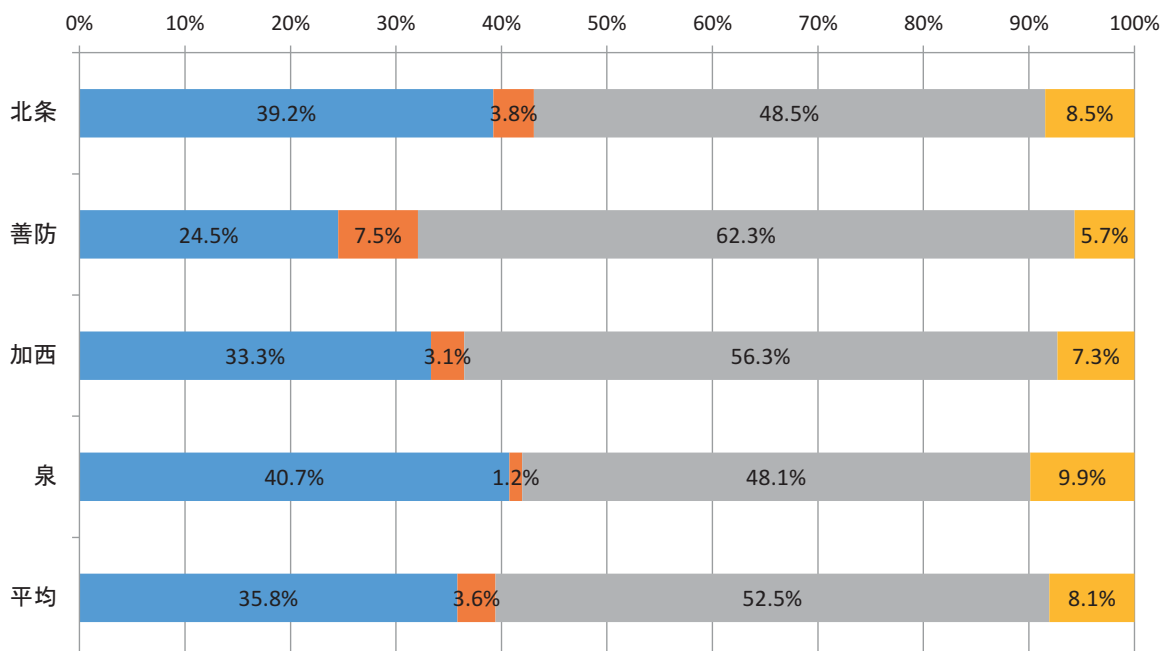
問4. あなたの家に聞こえてくる、うるさいと感じる音はどんな音ですか。(複数回答あり)



問5. あなたは、ごみの分別をしていますか。(1つ回答)

- 1. 家ではしている
- 2. 学校ではしている
- 3. 家でも学校でもしている
- 4. 家でも学校でもしていない

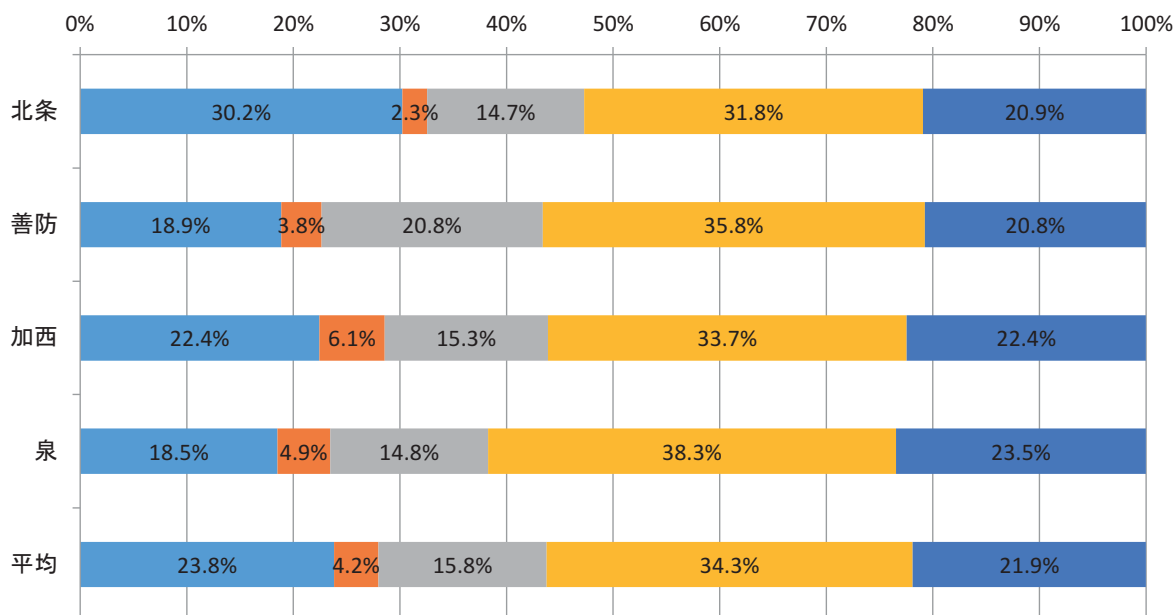
有効回答数: 360



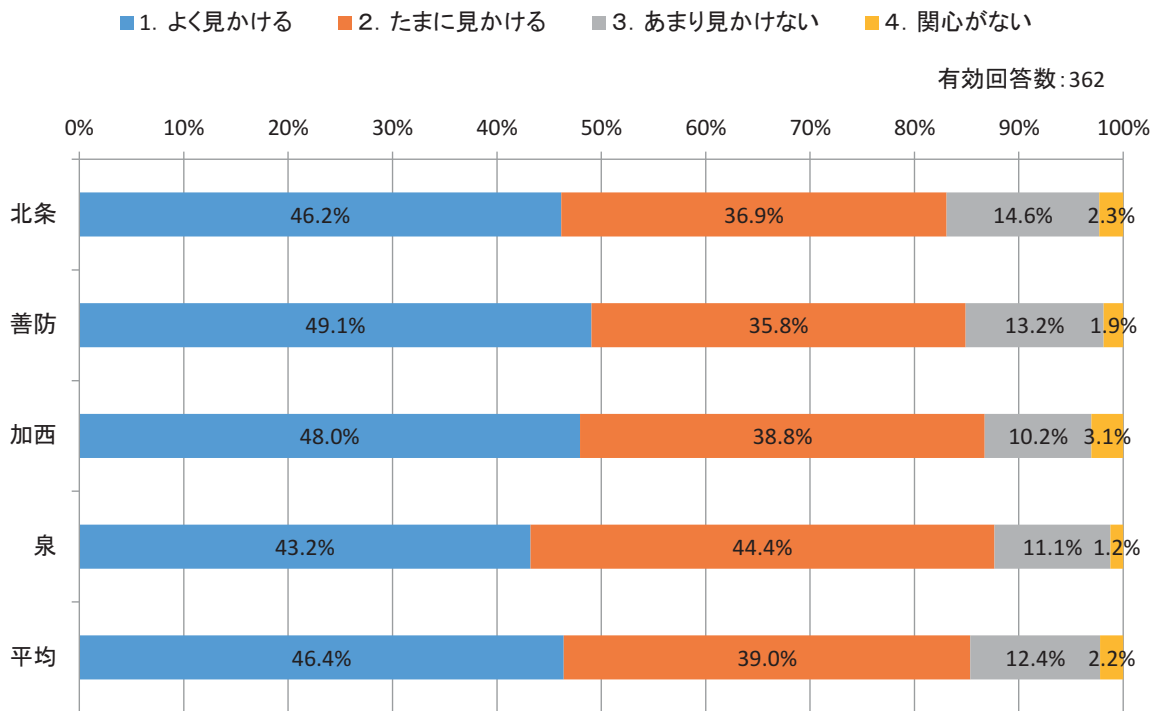
問6. あなたの近くの川やため池の水はどんな水ですか。(1つ回答)

- 1. 川の水はきれい
- 2. ため池の水はきれい
- 3. 川もため池も水がきれい
- 4. 川もため池も水がよごれている
- 5. 関心がない

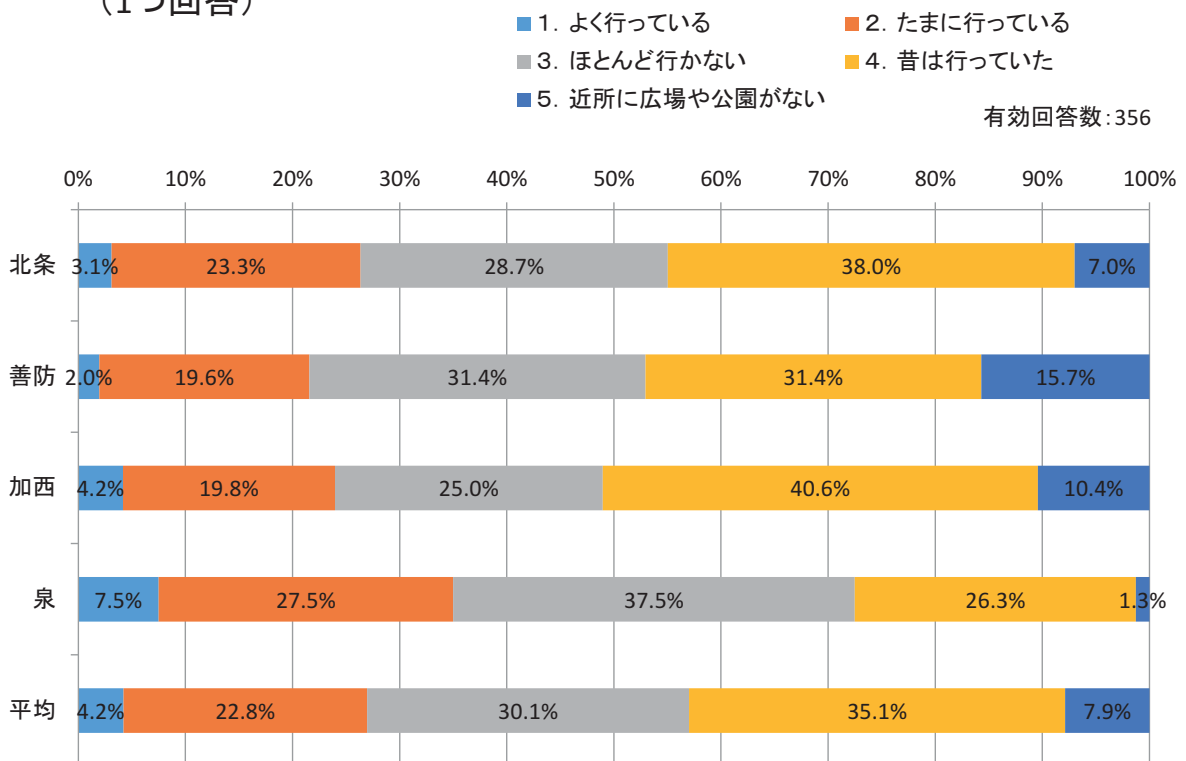
有効回答数: 361



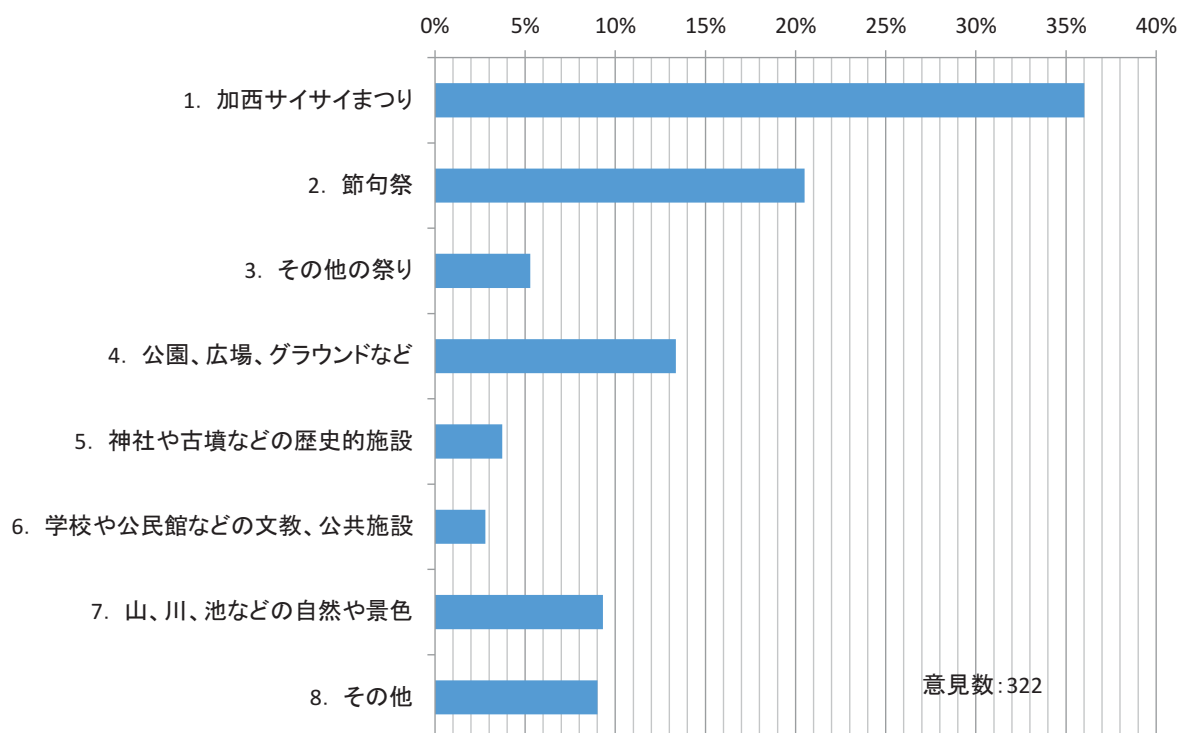
問7. 通学・帰宅の途中で、生きものを見かけることはありますか？
(1つ回答)



問8. 近所の広場や公園に、運動したり、遊びに行くことはありますか？
(1つ回答)



問9. あなたがずっと大切にしたい、未来に残しておきたい、よく遊ぶ場所、風景、お祭り等がありますか？(自由記述)例:(◇◇公園)(□□祭り)



『3. その他の祭り』、『4. 公園、広場、グラウンドなど』、『5. 神社や古墳などの歴史的施設』の項目で挙げられていた主な回答を以下に例示しています。

『3. その他の祭り』

- ・天神祭 2票
- ・申祭 2票
- ・川下祭 1票
- ・日吉祭 1票
- ・七夕祭 1票

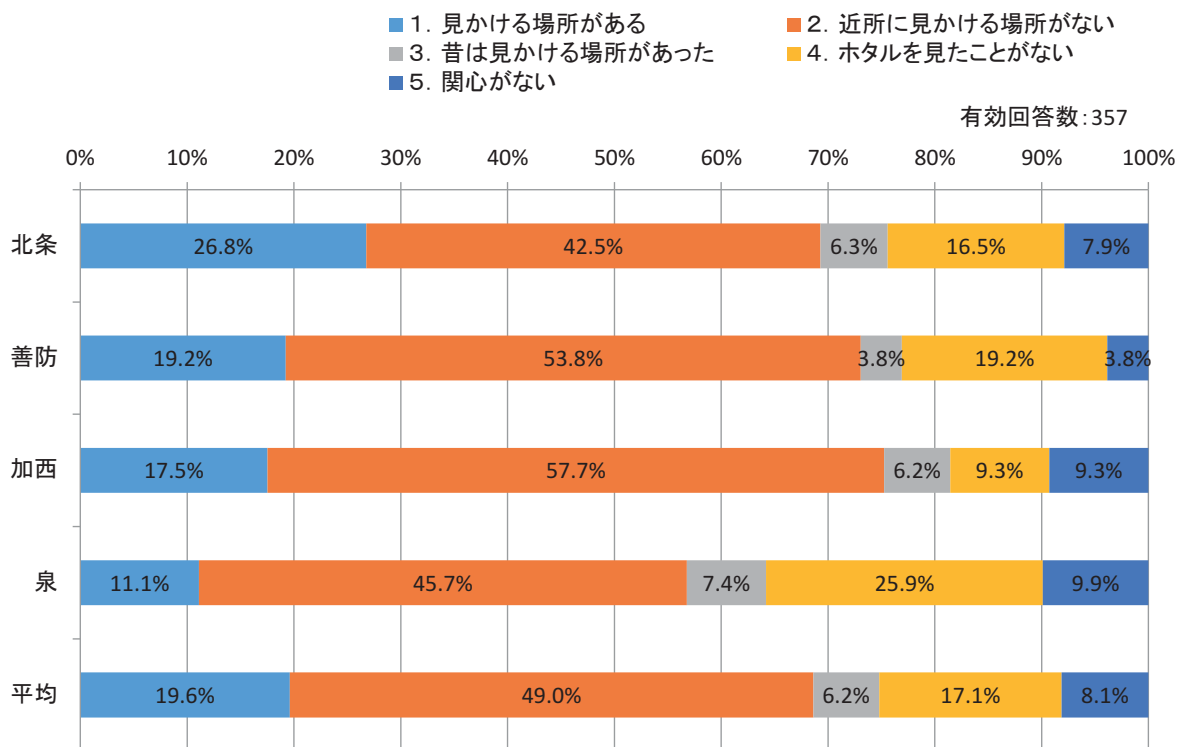
『4. 公園、広場、グラウンドなど』

- ・丸山公園 10票
- ・玉丘公園 4票
- ・ふれあい広場 3票
- ・吉本公園 2票
- ・北公園 2票

『5. 神社や古墳などの歴史的施設』

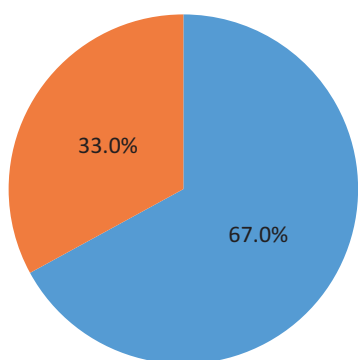
- ・玉丘古墳 2票
- ・五百羅漢 1票
- ・天満神社 1票
- ・磯部神社 1票
- ・王子神社 1票

問10. あなたの近所で、ホテルを見かける場所がありますか？（1つ回答）



問11. 加西市の住み心地について、良いところがあれば教えてください。（1つ回答）

- 1. 良いと思うところ
- 2. 良いと思うところはない

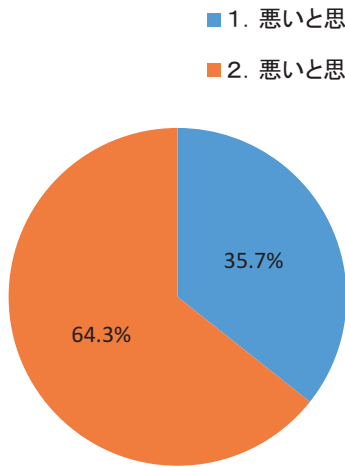


有効回答数：355
意見数：235

【良いと思うところ】

- 1位 空気きれい、自然豊か 128票
- 2位 人柄、治安、静かさなどの生活環境が良い 39票
- 3位 災害が少ない 3票

問12. 加西市の住み心地について、悪いところがあれば教えてください。
(1つ回答)

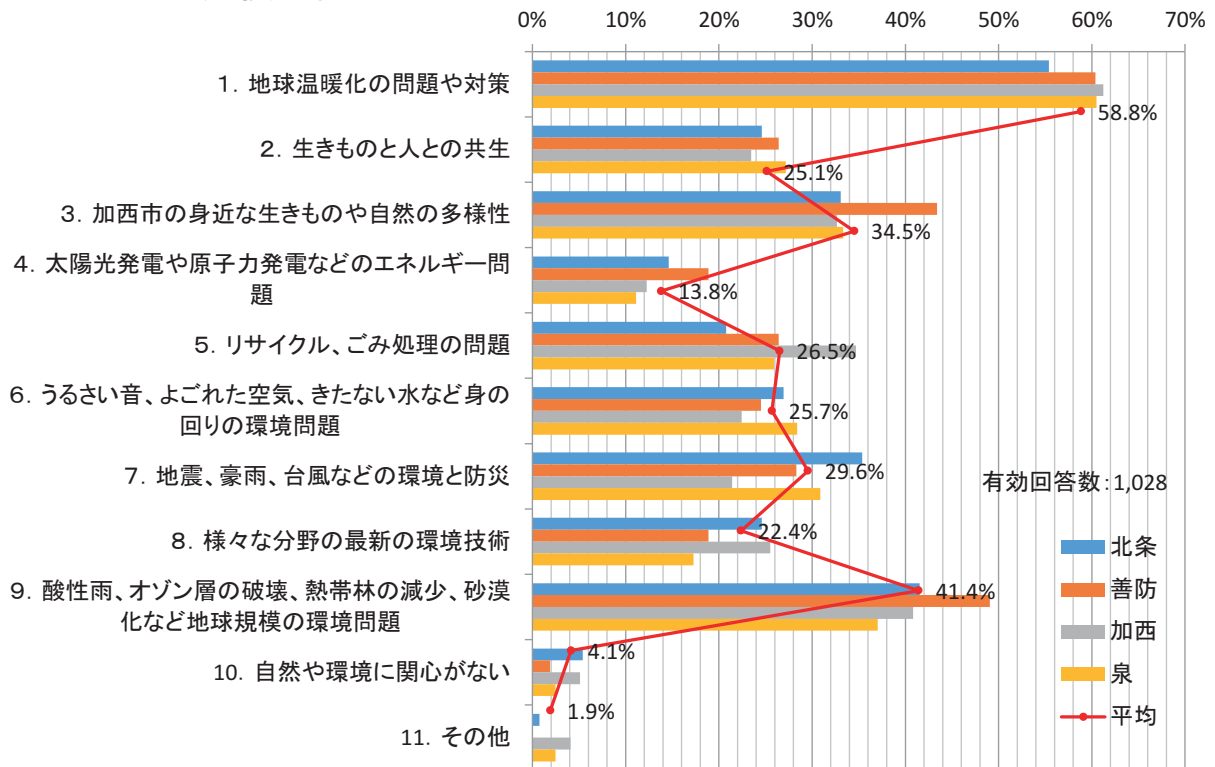


有効回答数: 356
意見数: 125

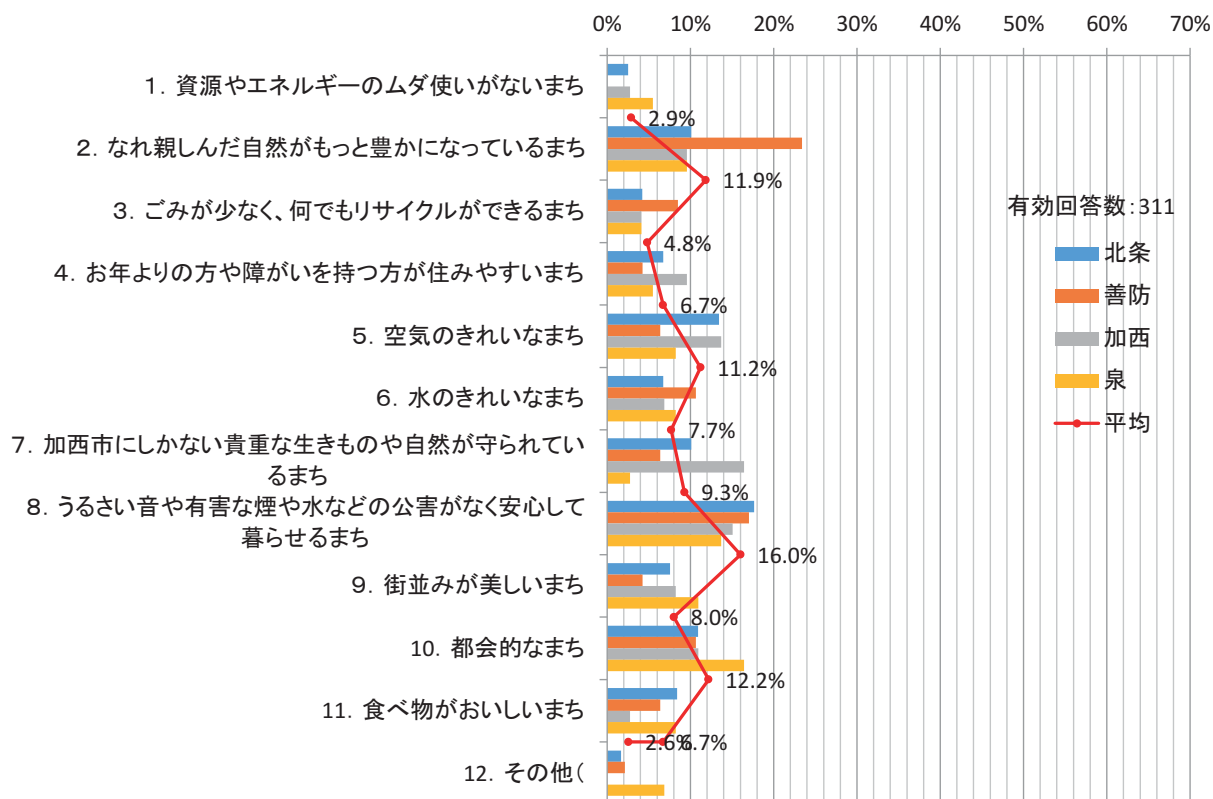
【悪いと思うところ】

- 1位 娯楽・商業施設が少ない 47票
- 2位 バイクなどの騒音、野焼きの煙などの生活環境が悪い 28票
- 3位 道路が狭い 8票

問13. 自然や環境のことで、知りたいこと、学んでみたいことはありますか？
(3つ選択回答)

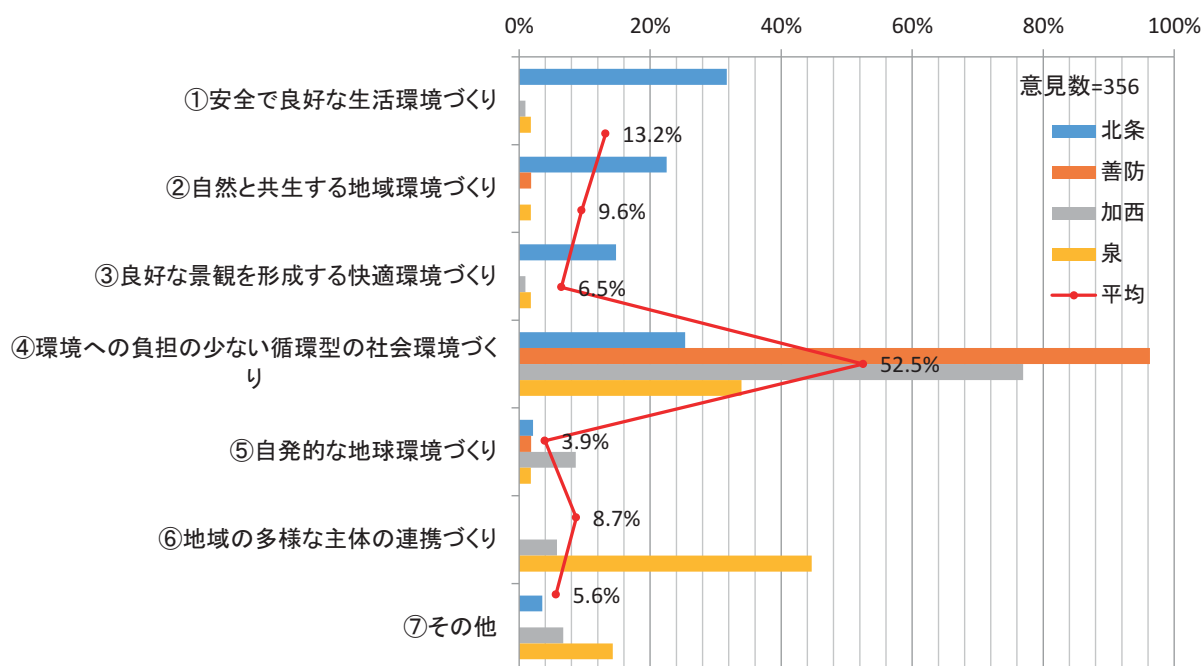


問14. 将来、加西市はどのようなまちになって欲しいですか？(1つ選択)



問15. 環境を良くしていくために、できること、したらいいいこと、ふだん気になっていること、なんでも良いですから、思いつくことを書いてください。

※ 意見数を内容に応じて環境基本計画の環境目標6分類に整理しました。
具体的な意見は次のページにまとめています。



環境目標	中学生の主な意見
① 安全で良 好な生活環 境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・夜中の暴走族のバイクの音がとてもうるさくて迷惑なのでどうかしてください。 ・野焼きが多い。通学中、煙がものすごい多いことがあるので何とかして欲しい。 ・自然が多く空気もきれいと思うのに、ゴミを燃やしている人がいると加西の環境がかわいそう。
② 自然と共 生する地域 環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・生き物の保護(モリアオガエルなど)、このままの自然を守ること。 ・木を切ったことで蛍を見なくなったので、木を残して行ってほしい。 ・カエルとか動物がよく死んでいて、においもするので、あまりエサが減るような行為をしないで、動物が人の住むとこに来ないようにしたらいいと思う。
③ 良好な景 観を形成す る快適環境 づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家が多いのが少し気になる。 ・荒地がたくさんあるので、草刈りをした方が良い。 ・通学路が狭い(車が来たら止まらないといけなところが多い。)
④ 環境への 負担の少な い循環型の 社会環境づ くり	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの分別、ゴミを勝手に燃やしたり捨てたりしない ・ポイ捨てとかよく見かけるからゴミの放棄とかをもっと厳しくしたらいいと思う ・リサイクルとか廃棄物を減らすとか当たり前の事ができていたらそれだけでも空気がきれいになると思う。環境に対して当たり前のことが当たり前にできて、加西市の人が気持ちよく過ごせる市にして行って、田舎でも気持ちよく過ごせるようにしていきたいです。
⑤ 自発的な 地球環境づ くり	<ul style="list-style-type: none"> ・節電に心がけて、地球温暖化が進まないようにしたいです。 ・ガソリン車を減らして、ハイブリッド車や電気自動車、水素自動車などを増やす。 ・地球温暖化で地球に住めなくなるのは嫌だから、CO2を減らしたいし、先ず、自分の周りから火を制限する。
⑥ 地域の多 様な主体の 連携づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・今はまだ環境の悪い加西市かもしれないけど、将来、戻ってきたいと思えるようなキレイな町になって欲しいと思う。 ・ルールを決める。環境について勉強する。 ・一人一人が地球環境問題について勉強することと、それを知った上でそのルールを守っていったり、自分のことだけを考えずに次世代のことを考えて一人一人がこれから生活していったらもっとよくなると思います。

資料8 用語解説

ア行

アスベスト(石綿)

極めて細い繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、建材、摩擦材、断熱材といった様々な工業製品に使用されてきましたが、肺がんや中皮腫を発症する発がん性が問題となっています。現在では、原則として製造・使用等が禁止されています。

池干し

ため池などの水をくみ出し、底面を乾燥させることをいいます。稲作の終わった秋口に実施される事が多く、ため池の底面に酸素を供給し、水質を改善する効果があります。

一般廃棄物

産業廃棄物以外のごみ、し尿であり、家庭から排出される家庭系一般廃棄物と事業者が排出する事業系一般廃棄物(産業廃棄物以外)があり、自治体が処理を行います。

うちエコ診断事業

専門ソフトを使用して、「うちエコ診断員」と呼ばれる専門家が各家庭のCO2排出量を診断し、家庭でできる温暖化防止対策の提案を実施する事業です。

エコアクション21

全ての事業者が、環境への取組を効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取組を行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインです。

エコアップ

人間の手によって生き物の生息環境の質を高めて、生物多様性を豊かにすることをいいます。

温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称で、地球温暖化の主な原因とされています。

平成9年12月に採択された気候変動枠組み条約に関する京都会議(COP3)の議定書では、削減対象の温室効果ガスを二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種類と定めています。

力行

外来生物(外来種)

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた動植物のことで、生態系や生物多様性に重大な影響を与えることがあり、環境問題のひとつとして扱われます。

外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)

在来の生物を捕食したり、これらと競合したりして、生態系を損ねたり、人の生命・身体、農林水産業に被害を与えたりする、あるいはそうするおそれのある外来生物による被害を防止するために、それらを「特定外来生物」等として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入等について規制を行うとともに、必要に応じて国や自治体が野外等の外来生物の防除を行うことを定める法律です。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水(台所、風呂、洗濯等に使用した水)を戸別にまとめて処理する浄化槽で、従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果があります。

環境基準

人の健康を保持し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準で、行政施策の目標となるものです。物質の濃度や音の大きさが数値で定められています。

狭あい道路

幅員 4m 未満の道路で、市道認定されているものをいいます。

グリーン購入

製品やサービスを購入する前に必要性を熟考し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することをいいます。

光化学オキシダント(Ox)

自動車排気ガスや工場のばい煙などに含まれる窒素酸化物や炭化水素が、太陽の紫外線の作用で光化学反応を起こして生ずる酸化物質の総称で、光化学スモッグの原因物質となります。光化学スモッグが発生すると、目やのどに刺激を感じたり、農作物に被害を与えることもあります。

公共下水道

主として市街地の下水を排除・処理するために地方公共団体が管理する下水道をいいます。家庭や工場などからの下水は、道路の下に敷設された下水管渠により排除され、その流末に設置された終末処理場で処理された後で放流されるようになっていきます。公共下水道は住民生活に密接に関係するため、その建設や管理は原則として市町村を事業主体として行われます。

ごみ処理の広域化

ごみ処理の効率化を図るため、複数の市町村が共同で一般廃棄物の処理を行うことをいいます。

ごみ中間処理

廃棄物を燃やしたり、破碎・選別したりしてできるだけ小さく、軽くし、最終処分場に埋め立てた後も環境に悪い影響を与えないようにする処理工程をいいます。鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別・回収して、有効利用する役割もあります。

コミュニティプラント施設

廃棄物処理法の「一般廃棄物処理計画」に基づき、市町村が設置する小規模な下水処理施設で、公共下水道と同様に、埋設された排水管によって集められたトイレと生活雑排水を合わせて処理します。

サ行

災害に強い森づくり事業

平成16年に生じた一連の台風による森林被害を踏まえ、兵庫県が主体となり県土の保全や安全・安心な生活環境の創出を図ることを方針とする森林整備事業で、「県民緑税」（県民税均等割の超過課税）を財源として実施されます。

最終処分量

不要品のうちリユース(再利用)、リサイクル(再資源化、サーマルリサイクルを含む)が困難な廃棄物の量をいいます。

再生可能エネルギー

再生可能エネルギーとは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーで、法律上「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。

里山

集落、人里に隣接し、薪を採るための伐採や下草刈り等の人間の影響を受けた生態系が存在する山をいいます。加西市では、主にアカマツやコナラ、アベマキ等の落葉樹から構成される樹林となっており生物多様性が豊かな環境ですが、近年は人の影響が減った影響で荒廃が進行しています。

産業廃棄物

工場や事業場などからの廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた燃えがら、汚泥、廃油、廃プラスチック類など 6 種と同法施行令で定められた鉱さい、建設廃材、畜産農業にかかわる動物の死体や糞尿など 19 種があります。

循環型社会

循環型社会形成推進基本法によれば、①製品等が廃棄物となることを抑制すること、②排出された廃棄物はできるだけ資源として適正に利用すること、③どうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」と定義され、資源やエネルギーの効率的利用と不要物の排出を抑えることにより、地域の物質循環を促進し、環境への総合的な負荷をできる限り少なくする社会をいいます。

省エネルギー(省エネ)

より少ないエネルギーで効率よく、同じ効果を得られる様にするをいいます。

生態系

ある地域において、そこに住むすべての生き物と、それを取り巻く環境要因(気象、土壌、地形、光、温度、大気)をひとまとめにしたもので、生産者、消費者、分解者がそれぞれ存在し、無機物と有機物の代謝が成立している状態をいいます。

生物多様性

「気温」「降水量」「地形」等の自然条件や「ため池」「田んぼ」のような人々の営みによる人為条件など、互いに異なる多様な環境に、それぞれの生息条件にあった多様な生き物がすんでいて、かつ互いにつながっていることをいいます。

創エネルギー(創エネ)

エネルギー消費において消費量を節約するだけでなく、むしろエネルギーを作り出そうとする考え方で、家庭でのエネルギー消費を減らす「省エネ」を更に進めたコンセプトとして提唱されています。太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの活用が代表です。

ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)

インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク(ソーシャル・ネットワーク)を構築するサービスをいいます。

タ行

ダイオキシン類

塩素を含む有機化合物のうち、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)およびポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)などの総称をいいます。極めて強い急性毒性をもつほか、がんや奇形の原因となる可能性が指摘されています。

地域循環圏

地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、それが困難なものについては物質が循環する環を広域化させていき、重層的な地域循環を構築していこうという考え方です。

地球温暖化

日常生活や事業活動から排出される二酸化炭素などの温室効果ガスが原因で地球の平均気温が上がり、それによってさまざまな気候変動が生じることをいいます。気候変動に伴って生態系の変化、豪雨、干ばつ、海面上昇による土壌浸食、水資源や食料生産の減少などの深刻な影響が生じると考えられており、大きな環境問題となっています。

地球環境問題

地球全体の環境に大きな影響を与えるオゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、熱帯林の減少、野生生物種の減少、砂漠化、開発途上国の公害問題の総称をいいます。

蓄エネルギー(蓄エネ)

エネルギーを貯めておき、必要に応じて取り出して利用できるようにする、という「省エネ」および「創エネ」と並ぶコンセプトで、蓄電池などの利用が想定されています。

ナ行

二酸化硫黄 (SO₂)

主として工場・事業所のエネルギー源となる化石燃料(特に重油)や原料中に含まれている硫黄分が燃焼する際に生成し、喘息などの呼吸器系疾患の原因になるとされており、酸性雨の原因物質でもあります。

二酸化窒素 (NO₂)

主として自動車や工場のボイラー等の燃料が高温で燃焼することにより、燃料中の窒素と空気中の酸素が反応して発生します。人の健康に影響を与えるだけではなく、光化学スモッグの原因物質ともなります。発生源は、工場等の燃焼施設のほか自動車、ビルや家庭の暖房機器など広範囲にわたっています。

農業集落排水処理施設

農村世帯の生活環境の向上・農業用水の水質保全などを目的として、各家庭のトイレ・台所・お風呂などから出た汚水を処理場に集め、きれいにして川に戻す施設をいいます。内容は公共下水道とほぼ同じですが、数集落を一単位として、各地区に汚水処理施設整備を行う集落単位の下水道事業であることが特徴です。

ハ行

バッファゾーン(里山整備)

野生動物による被害が深刻な地域で森林整備を行う際に、人と野生動物が棲み分けできる森林とするために設ける見通しのいい地帯をいいます。

播磨国風土記

奈良時代初期和銅6年(713年)5月の官令により作成が命じられた地誌で、715年頃に編纂されたものと見られています。地名の由来や土地の伝承、土地の肥沃さなどが記されており、当時の生活や文化、自然、人やものの移動など、様々なことをうかがい知ることができます。加西市も賀毛郡として登場し、根日女恋伝説の舞台である玉丘古墳をはじめ、ゆかりの地が多数記述されています。

ビオトープ

ドイツ語の Biotop「野生生物の生息空間(場所)」が語源です。本来は生き物が生息、生育する空間(山林や農地、池沼などすでにあるもの)について用いますが、狭義として地域の環境資源(小川や丘など)を活用して人工的に創出された生息、生育空間について用いる場合もあります。

非メタン炭化水素 (NMHC)

大気中に存在するメタン以外の炭化水素を表します。非メタン炭化水素は、光化学スモ

ッグの原因となり、発生源としては、自動車、塗装・印刷工場が挙げられます。

不法投棄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等法令や条例に違反して、同法に定めた処分場以外（主に山中や海、廃墟など人目につかない場所）に廃棄物を投棄することをいいます。

浮遊粒子状物質 (SPM)、PM2.5

大気中に浮遊している粒径 10 マイクロメートル(1 マイクロメートル=1/1000mm) 以下の物質で、大気中に長時間滞留し、気道又は肺胞に沈着し、呼吸器系統に影響を及ぼします。また、粒径が 2.5 マイクロメートル以下のさらに小さい物質は PM2.5 と呼ばれており、通常の SPM よりも肺の奥まで入り込むため、ぜん息や気管支炎を起こす確率が高いとされています。

ヤ行

野生生物保護地区 (加西市)

加西市民の美しい環境を守る条例に基づき、貴重な動植物の生息・生育地で、保護や繁殖を図るため保全することが必要と認められる地区で、市長により指定されます。平成 29 年 3 月現在、「網引湿原」「周編寺」「糠塚山」の 3 地区が指定されています。

ラ行

リサイクル

製品化された物を再資源化し、新たな製品の原料として利用することで、資源再生、再資源化、再生利用、再生資源化等とも呼ばれます。同一種の製品に再循環できないタイプの再生利用についても広くリサイクルに位置付けられます。リデュース(reduce、減量)、リユース(reuse、再使用)とともに 3R と呼ばれます。

レフュージア

気候や環境の変化によってある生物種がある地域から絶滅しないように一時的に避難する場所

アルファベット

BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が 20℃、5 日間で微生物により分解され、無機化されるときに消費される酸素の消費量を表し、数値が高いほど有機物による汚濁が進んでいます。河川の汚濁基準として採用されています。

COD(化学的酸素要求量)

水中に有機物などの物質がどれくらい含まれるかを、酸化剤(過マンガン酸カリウム等)の消費量を酸素の量に換算して示したもので、数値が大きいのほど水中の有機物が多く、水質汚濁の程度も大きくなります。海域と湖沼の環境基準に用いられています。

CSR 活動

企業が、社会的存在として最低限の法令遵守を果たすだけでなく、社会貢献や奉仕活動を自主的に行うべきであるという考えに立ち、社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくために行う活動をいいます。

ISO14001

企業や自治体など自主的な環境配慮の推進のため、ISO(国際標準化機構)が定めた国際規格です。生産、サービス、経営に際して、環境保全のための取組が、自ら設定した環境方針に従い、環境管理・監査システムを利用して、着実に推進されるものとなっているかを、ISO の認証機関が審査し、規格に適合することが認められれば、ISO14001 認証取得企業・自治体として登録されます。

PCB 廃棄物(ポリ塩化ビフェニル)

かつて電気絶縁性、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサーといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていましたが、その毒性や環境汚染が社会問題化し、日本では昭和 47 年以降その製造が行われていません。平成 13 年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(PCB 特措法)が施行され、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進することが定められたほか、PCB 廃棄物を保管する事業者は、PCB 廃棄物の保管及び処分の状況を自治体に届け出るとともに、平成 38 年度末までにこれを適正に処分することが義務付けられました。